

紀の川

ひととまちをつなぐ

広報

特集◎

新年度の予算

今年の予算は310億円
詳しくは2~5ページに

◎青年海外協力隊員として
ペルーで活動する

森端修平さん

◎第10回ジュニア駅伝

紀の川市チームが総合4位入賞

心ひとつに、つないだタスキ

◎暮らしに役立つ情報ワイド

若者定住促進奨励金／財務諸表から見る市のすがた
脳ドックの検診補助／高齢者のための福祉サービス
軽自動車税の減免／薬物は人生を狂わせます

表紙の写真

紀の川流し雑 29ページに関連記事

4
2011

3

特別会計当初予算合計 172億8,848万円

公営企業会計当初予算合計 20億9,846万円

※公営企業会計の金額は、万円未満を四捨五入しています。

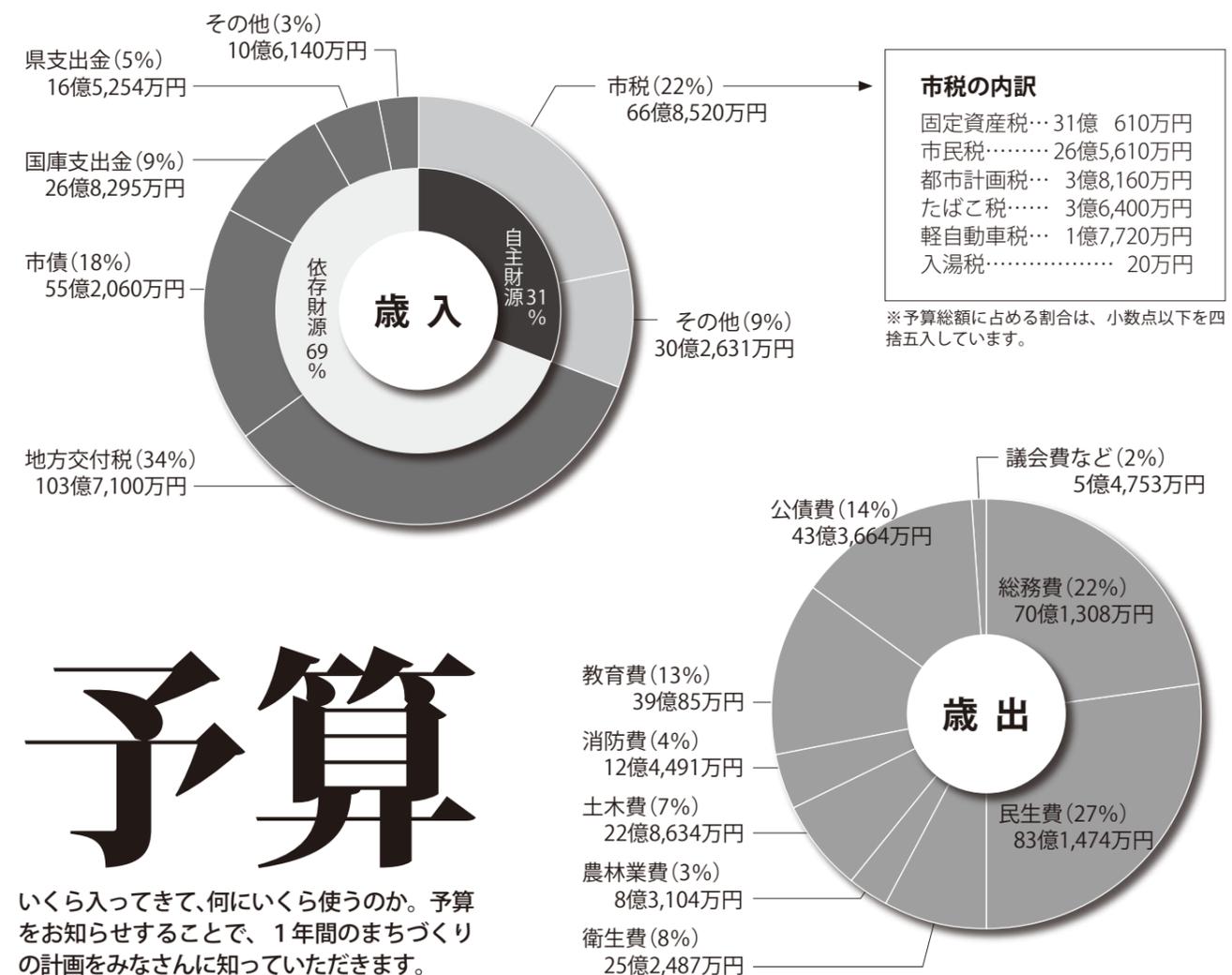
※増減率の△はマイナスです。

会計名	平成23年度	平成22年度	増減率%
住宅新築資金等貸付事業特別会計	4,390万円	4,130万円	6.3
土地取得事業特別会計	90万円	230万円	△60.9
国民健康保険事業勘定特別会計	81億4,800万円	77億1,800万円	5.6
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計	7,890万円	7,850万円	0.5
老人保健特別会計	-	100万円	皆減
後期高齢者医療特別会計	13億400万円	13億6,700万円	△4.6
介護保険事業勘定特別会計	54億5,100万円	52億4,000万円	4.0
公共下水道事業特別会計	18億2,200万円	20億4,000万円	△10.7
特定環境保全公共下水道事業特別会計	4,850万円	4,830万円	0.4
農業集落排水事業特別会計	3,780万円	2,380万円	58.8
善田農業集落排水事業特別会計	-	1億1,290万円	皆減
簡易水道事業特別会計	3億3,390万円	1億3,400万円	149.2
池田財産区特別会計	580万円	520万円	11.5
田中財産区特別会計	670万円	570万円	17.5
長田竜門財産区特別会計	100万円	100万円	0
竜門財産区特別会計	8万円	7万円	14.3
南北志野財産区特別会計	30万円	30万円	0
飯盛財産区特別会計	60万円	60万円	0
静川財産区特別会計	70万円	30万円	133.3
最上、神田、市場、元財産区特別会計	50万円	50万円	0
調月財産区特別会計	50万円	60万円	△16.7
丸栖財産区特別会計	210万円	210万円	0
平池財産区特別会計	130万円	130万円	0
特別会計合計	172億8,848万円	168億2,477万円	2.8

各会計ごとの予算額

公営企業会計	事業名	金額(万円)			増減率%
		平成23年度	平成22年度	増減率%	
水道事業会計	収益的収入	13億8,372	14億5,022	△4.6	
	収益的支出	13億6,244	13億7,581	△1.0	
	資本的収入	1億608	3億3	△64.6	
	資本的支出	6億9,358	8億545	△13.9	
工業用水道事業会計	収益的収入	3,480	4,922	△29.3	
	収益的支出	3,092	2,349	31.6	
	資本的収入	1	2億2,951	△100.0	
	資本的支出	1,152	2億4,065	△95.2	

平成23年度一般会計当初予算 310億円 (前年度比24億2千万円増)



予算

いくら入ってきて、何にいくら使うのか。予算をお知らせすることで、1年間のまちづくりの計画をみなさんに知っていただけます。

「安全・安心なまちづくり」を最重点においた新年度予算

市をとりまく財政状況は依然として厳しく、一般会計収入のうち、市が独自で確保できる自主財源の割合は31%と、22年度予算(35%)を下回っています。一方、収入のもつとも大きな割合を占める地方交付税は、地方財政計画などから判断し、22年度の予算から79%の増額を見込んでいます。

そんななか、今年度の一般会計当初予算額は310億円で、前年度と比較して、24億2千万円の増加、率にして8.5%の増加となっています。

これは、特に小・中学校の耐震化と新庁舎建設が主な要因で、積極型の予算となっています。地方交付税の増額などもあり、財政調整基金(市のたくわえ)の取崩しは行っていません。

中村市長は、2月23日に行われた記者会見で「安全・安心なまちづくりを最重点におき、橋りょうの点検と主要幹線道路の整備や、市内全校の耐震化整備を進めます。今年度の予算は、厳しいながらも比較的安定した財政状況で進めていけるものと考えています」と話しました。

用語解説

【歳入】
自主財源：市が自主的に収入することができるとる財源
市税：市民のみならず法人などから納めていただく税金
依存財源：国や県などから交付または割り当てられる収入
地方交付税：すべての地方公共団体が一定水準のサービスを提供できるよう、国税を財源として、国が配分する交付金
市債：公共事業などで多額な資金が必要なときの長期借入金
国庫支出金：特定の事務事業に対し、国から交付される支出金
県支出金：特定の事務事業に対し、県から交付される支出金

【歳出】
議会費：市議会の活動経費
総務費：全般的な管理事務、徴税、戸籍、選挙事務などの経費
民生費：高齢者・障害者福祉、子育て支援、生活保護などの経費
衛生費：保健・環境衛生、ごみ処理、し尿処理などの経費
農林業費：農林業の振興、生産基盤の整備などの経費
土木費：道路、河川、公園、住宅の管理や整備などの経費
消防費：消防・防災活動、防災基盤の整備などの経費
教育費：教育の充実や、文化・スポーツ振興などの経費
公債費：公共事業などで多額の資金が必要なときに借り入れた長期借入金の返済金

3 農業・産業の活性化対策

- 農業関係
 - 県営ため池等整備事業…………… 1,522万円(農地)
(西山大池地区・調月曾池地区・北勢田大池地区・別所池地区)
 - 農山漁村活性化プロジェクト支援事業… 1億151万円(農地)
(紀の川広域農道の舗装修繕)
 - 有害鳥獣捕獲事業…………… 444万円(林)
(有害鳥獣捕獲数に応じて補助金を交付するなど)
 - 地産地消・食育事業 …… 259万円(農振)
(食育の推進を図る事業)

- 産業関係
 - 土地開発公社事業補助事業…………… 3億2,900万円(企)
(企業誘致用地造成事業の経費を補助)
 - 企業誘致啓発事業…………… 38万円(企)
(造成用地の販売促進と優良企業の誘致を図る)
 - 企業立地促進助成事業…………… 6,733万円(企)
(誘致企業に対し財政面で優遇措置を行う)
 - 紀の川関空連絡道路促進協議会運営事業… 100万円(建)
(京奈和道打田IC～上之郷ICを直結する道路の整備を促進)

4 広域行政事業

広域ごみ処理施設整備事業
(紀の海広域施設組合)…………… 1億645万円(廃)

紀の川市、海南市、紀美野町の広域で取り組むことになっている「広域ごみ処理施設整備事業」に必要な経費と組合運営経費を、負担金として計上しています。平成23年度は、施設建設場所(桃山町最上地区)の用地購入・地質調査・測量・造成設計業務を行います。

那賀消防組合 南消防署 新築移転事業
…………… 2億6,393万円(危)

現在の施設は老朽化が激しく、耐震強度も不足し、敷地も手狭になっています。緊急時に、より迅速に対応し、地域の防災拠点としての役割が果たせるよう、南消防署を桃山と貴志川との中間地点である国道424号沿いに建設しています。平成24年3月の完成を目指しています。

5 その他

長期総合計画(後期基本計画)策定事業
…………… 250万円(政)

紀の川市のまちづくり全般における最上位計画である、「長期総合計画」の基本構想を実現するため、具体的な施策を体系的に示す平成25年度～平成29年度の5年間における「後期基本計画」を策定します。

新庁舎建設事業…………… 11億9,312万円(庁)

最少の経費で市民サービスの充実を図り、また、防災拠点の役割が果たせるようなエコ庁舎の建設を進めています。平成23年度は新庁舎建設工事に取りかかり、平成24年12月完成、平成25年1月から新庁舎で業務を開始する予定です。

- 緊急雇用対策(19事業)…………… 1億1,317万円
県が国の交付金を活用し創設している「ふるさと雇用再生特別基金」で1事業、「緊急雇用創出事業特例基金」で、市税歳入確保事業や耕作放棄地保全管理事業など18の事業を実施。

- ほたるサミット補助事業【新】…………… 210万円(商)
6月に本市で開催する、全国6市町で構成する「ほたるサミット」の経費。「ほたる」の育成環境を保全し、自然とのふれあいを通して、水辺環境に対する意識を高める。

- 国民体育大会事業【新】…………… 193万円(ス)
平成27年に和歌山県で開催される第70回国民体育大会の円滑な運営に向け、諸準備を行う経費。

- パークゴルフ場整備事業【新】…………… 8,908万円(ス)
子どもから高齢者まで楽しめるパークゴルフ場整備に必要な経費。

各事業などの問い合わせ先

(教)…教育総務課(Tel.64・2525)	(政)…政策調整課(Tel.77・2511)
(危)…危機管理消防課 (Tel.77・2511)	(農振)…農業振興課 (Tel.73・3311)
(健)…健康推進課(Tel.77・2511)	(農地)…農地課(Tel.73・3311)
(ス)…生涯スポーツ課 (Tel.64・2525)	(林)…林務課(Tel.73・3311)
(障)…障害福祉課(Tel.75・3111)	(企)…企業立地推進課 (Tel.77・2511)
(高)…高齢介護課(Tel.75・3111)	(建)…建設総務課(Tel.66・1100)
(水)…水道部(Tel.74・1181)	(廃)…廃棄物対策課 (Tel.64・2525)
(国)…国保年金課(Tel.77・2511)	(庁)…庁舎建設準備室 (Tel.77・2511)
(学)…学校教育課(Tel.64・2525)	(商)…商工観光課(Tel.73・3311)
(子)…子育て支援課 (Tel.75・3111)	

平成23年度 重点事業の説明

※事業名の後の()は担当課名で、【新】は新規事業です。
※表示金額は、万円未満を四捨五入して表示しています。

1 安全・安心なまちづくり

●教育関係

- 打田中学校校舎等改築事業 …… 13億1,617万円(教)
- 粉河中学校校舎等改築事業 …… 6億7,316万円(教)
- 長田小学校体育館新築事業 …… 2億6,100万円(教)

平成27年度までに全ての小・中学校の耐震化を完了し、紀の川市の子ども達が安全で安心して学ぶことができるよう、教育環境の整備を図ります。打田中学校・長田小学校は建築工事、粉河中学校は用地造成と建築工事を行います。

- 西貴志小学校校舎等耐震補強事業【新】…………… 108万円(教)
(耐震補強のための実施設計)
- 安楽川小学校校舎等耐震補強事業【新】…………… 200万円(教)
(体育館の耐震調査事業)
- 那賀中学校校舎等耐震補強事業【新】 …… 217万円(教)
(旧体育館の耐震調査事業)

●防犯・防災関係

- 消防器具庫整備事業…………… 1,764万円(危)
(消防団の詰所や器具庫を整備)
- 防火水槽整備事業…………… 2,730万円(危)
(計画的に防火水槽を整備)

2 少子高齢化・人口増加対策

●少子化関係

- 子ども医療費助成事業…………… 1億9,986万円(国)
(小学校卒業までの子どもの医療費無料化)
- 私立幼稚園就園奨励事業…………… 1,967万円(学)
(第3子以降の保育料の無料化など)
- 私立保育園運営補助事業…………… 3,807万円(子)
(私立保育園への運営費や各種補助金などを交付)

●高齢化関係

- 高齢者紙おむつ助成事業…………… 1,703万円(高)
(常時失禁の要介護高齢者に紙おむつ購入費を助成)
- 緊急通報装置貸与事業…………… 1,421万円(高)
(急病等の緊急時に警備会社に連絡する装置を貸与)
- 家族介護慰労事業…………… 174万円(高)

市の事業は、長期総合計画の5つの政策目標、「協働」「人づくり」「基盤づくり」「環境づくり」「行財政」に沿って行っています。今年度は、①安全・安心なまちづくり ②少子高齢化・人口増加対策 ③農業・産業の活性化対策 ④広域行政事業 ⑤その他(長期総合計画後期基本計画策定や、新庁舎建設事業など)を5つの主要施策として重点的に取り組みます。その中で、主な事業を掲載します。

●健康・医療・福祉関係

- ピンクリボンキャンペーン事業…………… 100万円(健)
(乳がん検診受診率向上を図るための啓発事業)
- 乳がん超音波検査事業…………… 350万円(健)
- 乳がんマンモグラフィ事業…………… 408万円(健)
- 各種がん検診事業…………… 1億1,395万円(健)

任意ワクチン接種事業【新】…………… 7,773万円(健)

(ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチン) 子どもが感染する重症感染症などのワクチンの費用を助成します。制度の詳細は9ページをご覧ください。

- 打田体育館トイレバリアフリー化事業【新】… 800万円(ス)
(市民が利用しやすい多目的トイレを整備)
- 障害福祉計画事業【新】…………… 60万円(障)
(平成24～26年度までの障害福祉サービス事業の計画を策定)
- 介護保険システム改修事業【新】…………… 945万円(高)
(介護保険料の算定などを行うシステムの改修)

●水道関係

- 簡易水道再編事業及び未普及地解消事業(給水区域の拡張と水道施設未普及地の調査)…………… 2億4,176万円(水)

●人口増加対策関係

若者定住促進奨励事業【新】…………… 5,000万円(政)
婚活支援事業【新】…………… 100万円(政)
ようこそ紀の川市へPR事業【新】…………… 105万円(政)

定住化の促進と人口増加対策に取り組むため、市内に住宅を購入した40歳未満の人に奨励金を交付します(詳細は12ページ)。また、男女の出会いの場を設けたり、フリーマガジンの広告を利用したりして、若者層に市の情報を発信します。

- 一般不妊治療助成事業【新】…………… 250万円(健)
- 特定不妊治療助成事業【新】…………… 300万円(健)
- 空き家・農地・人材情報バンク事業【新】… 20万円(農振)

平成23年度 集団検診の日程

申込者には、お住まいの地区の検診日程の約1か月前に、受診票を送付します。検診を希望する人で、まだ申し込みをしていない人は、健康推進課まで連絡してください。

※申し込み用紙などは、2月上旬に全世帯に送付しています。

【申し込み・問い合わせ】健康推進課（Tel 77・0829）

対象者

- ◎特定健診…40歳～74歳の紀の川市国保加入者
- ◎胃がん検診…40歳～74歳
- ◎胸部検診…40歳以上
- ◎大腸がん検診…40歳以上
- ◎乳がん検診…40歳以上の女性
- ◎肝炎ウイルス検診…40歳以上で未検査の人

とき	ところ	午前 (受付8:30～10:30)	午後 (受付13:00～14:00)	地区
4月19日(火)	東貴志コミュニティセンター	特定・胃・胸・大腸・乳房	乳房	貴志川
4月20日(水)～21日(木)	西貴志コミュニティセンター	特定・胃・胸・大腸・乳房	乳房	貴志川
4月22日(金)	西貴志コミュニティセンター	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	貴志川
4月26日(火)	丸栖コミュニティセンター	特定・胃・胸・大腸・乳房	乳房	貴志川
4月27日(水)	丸栖コミュニティセンター	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	貴志川
5月10日(火)～12日(木)	貴志川保健福祉センター	特定・胃・胸・大腸・乳房	乳房	貴志川
5月13日(金)	本庁南別館	特定・胃・胸・大腸・乳房	乳房	打田
5月16日(月)	本庁南別館	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	打田
5月17日(火)	本庁南別館	特定・胃・胸・大腸・乳房	乳房	打田
5月18日(水)～19日(木)	本庁南別館	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	打田
6月3日(金)	本庁南別館	特定・胃・胸・大腸・乳房	乳房	打田
6月6日(月)	本庁南別館	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	打田
6月7日(火)	本庁南別館	特定・胃・胸・大腸・乳房	乳房	打田
6月8日(水)	本庁南別館	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	打田
6月30日(木)	鞆淵出張所	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	粉河
8月17日(水)	那賀総合センター	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	那賀
8月18日(木)～19日(金)	那賀保健福祉センター	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	那賀
8月22日(月)～24日(水)	那賀保健福祉センター	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	那賀
8月29日(月)	細野生活改善センター	特定・胃・胸・大腸	—	桃山
8月30日(火)	蛍の里	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	桃山
10月5日(水)	元区民会館	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	桃山
10月6日(木)	桃山会館	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	桃山
10月7日(金)	桃山保健福祉センター	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	桃山
10月11日(火)～14日(金)	桃山保健福祉センター	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	桃山
10月27日(木)～28日(金)	粉河保健センター	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	粉河
10月31日(月)	粉河保健センター	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	粉河
11月1日(火)	粉河保健センター	特定・胃・胸・大腸・乳房	乳房	粉河
11月2日(水)	粉河保健センター	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	粉河
11月4日(金)	粉河保健センター	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	粉河
11月7日(月)～8日(火)	粉河保健センター	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	粉河
11月9日(水)	粉河保健センター	特定・胃・胸・大腸・乳房	乳房	粉河
11月10日(木)	粉河保健センター	特定・胃・胸・大腸・乳房	—	粉河
12月1日(木)～2日(金)	本庁南別館	肝炎	肝炎	全地区

那賀休日急患診療所

Tel 77・6410 日曜・祝日・年末年始の午前9時～午後5時
小児は、↓小児救急医療ネットワークへ↓

小児救急医療ネットワーク

Tel 073・425・8181 平日夜間は午後8時～翌6時／土・日・祝日の夜間は午後7時～翌6時／休日昼間は午前10時～正午、午後1時～5時

夜間・休日の病院案内 (24時間)

Tel 073・426・1199 県救急医療情報センター
Tel 61・1791 那賀消防組合

夜間の小児医療電話相談

Tel # 8000 または Tel 073・431・8000 毎日午後7時～11時

新型インフルエンザの相談

Tel 61・0020 岩出保健所（平日午前9時～午後5時45分）

休日歯科当番 (診療時間：午前10時～午後4時)

当番医が変更している場合があります。

問い合わせは、那賀消防組合（Tel 61・1791）へ。

4/10 (日)	中前歯科医院 (Tel 63・1771)
17 (日)	中西歯科医院 (Tel 78・2233)
24 (日)	中嶋歯科医院 (Tel 63・1020)
29 (金)	吉村歯科医院 (Tel 64・8111)
5/1 (日)	えのき歯科 (Tel 63・3763)
3 (火)	安村歯科医院 (Tel 75・2202)
4 (水)	青木歯科医院 (Tel 61・0889)
5 (木)	田原歯科 (Tel 64・1080)

献血日程

4/8 (金)	松源 貴志川店	10:00～13:00
	尾高ゴム工業(株) 貴志川工場	14:30～16:30
12 (火)	バンドー化学(株) 和歌山工場	10:00～13:00
	松源 貴志川店	14:30～16:30
19 (火)	(株)メイワ	9:30～12:00
	オークワ粉河店	13:30～16:30
27 (水)	市役所桃山分庁舎	9:30～12:00
	市役所本庁南別館	13:30～16:00

第13回

公立那賀病院の市民公開講座

公立那賀病院が「がんの診断と治療」について、市民向けの公開講座を開催します。参加は無料で、予約は不要です。

■とき…4月9日(土)午後1時30分～4時

■ところ…市役所本庁南別館5階 ホール田園

■内容

◎「がん診療連携拠点病院とは」

講師…森 一成(外科 副院長)

◎「公立那賀病院のがん治療」

講師…谷野裕一(乳腺外科 科長)

◎「抗がん剤治療ってつらいの？」

～副作用とその付き合い方～

講師…市橋枝未子(がん化学療法看護認定看護師)

◎「キャンサーボード(がん治療方針検討会)」の実演

那賀病院の現役医師や薬剤師・看護師・臨床心理士が舞台上で実演します。

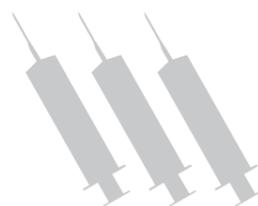
【問い合わせ】公立那賀病院 医事課 がん診療連携拠点病院運営事務局 (Tel 77・2019)



子育て教室

ヒブワクチンなどの任意ワクチンの接種

平成23年4月から、ヒブワクチン(インフルエンザ菌b型)・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンの接種事業を開始します。これらのワクチン接種は、予防接種法に基づく定期接種ではなく、保護者の意思により接種を受ける任意接種です。この3つのワクチンは全て輸入ワクチンです。



- 期間…平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- ※ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの接種は、接種後の死亡例が6例報告されたため、一時的に中止していません(3月10日現在)。また現在、子宮頸がん予防ワクチンの供給量が不足しているため、希望してもすぐに接種できません。供給が安定するのは、8月頃の予定です。
- 接種費用…接種1回につき自己負担1,000円
- ※平成23年3月31日以前の接種や契約医療機関以外で接種した場合の払い戻しはありません。
- 接種方法…希望者は、紀の川市および岩出市の契約医療機関に直接予約後、母子手帳と保険証を持参し接種してください。接種時には、医療機関に備え付けの「任意予防接種希望書兼同意書」への保護者の署名が必要です。
- ※契約医療機関が分からない場合は、健康推進課へ問い合わせください。

◇ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン

インフルエンザ菌b型による髄膜炎や重症肺炎など、重篤な合併症を予防するワクチン。製造工程で海外の牛由来成分を使用しているため、伝達性海綿状脳症にかかるリスクはありますが、可能性は低く、発生例もありません。接種後、発赤や腫れなどの局所の副反応が報告されています。

- 対象者…紀の川市に住民登録がある生後2か月以上5歳未満の子ども
- 接種回数 2か月齢以上7か月齢未満…4回 / 7か月齢以上12か月齢未満…3回 / 1歳以上5歳未満…1回

◇小児用肺炎球菌ワクチン

約90種類ある肺炎球菌の中の、重い病気を起こしやすい7種類の血清型に対応するワクチンで、髄膜炎などの重症化予防以外にも、中耳炎や副鼻腔炎などの予防も期待できます。接種後、発赤や腫れ、発熱などの局所の副反応が報告されています。

- 対象者…紀の川市に住民登録がある生後2か月以上5歳未満の子ども
- 接種回数 ○2か月齢以上7か月齢未満…4回 ○7か月齢以上12か月齢未満…3回
○1歳以上2歳未満…2回 ○2歳以上5歳未満…1回

◇子宮頸がん予防ワクチン

子宮頸がんの原因とされるヒトパピローマウイルス(HPV)のうち、16型・18型のHPVの感染を予防するワクチンです。既に感染しているHPVを排除したり、治療したりする効果はありません。また、妊娠中の接種に関する有効性・安全性は確立されていません。接種後、疼痛(とうつう)や発赤、腫れなどの局所反応や疲労や筋肉痛、頭痛などの全身性の副反応が報告されています。接種後30分は強い痛みによる失神にも注意が必要です。なお、このワクチンで全てのウイルスを予防することはできないため、子宮がん検診を受けることが大切です。

- 対象者…紀の川市に住民登録がある中学1年生から高校1年生相当年齢(H7.4.2～H11.4.1生まれ)の女性
- 接種回数…3回(初回接種、初回接種から1か月後、6か月後)

○その他

- ・発熱時、急性疾患のある人、接種後アナフィラキシー(呼吸困難やアレルギー症状)を起こしたことのある人は、必ず医師に相談してください。接種後に異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ・接種により万が一健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく救済制度はありませんが、医薬品医療機器総合機構が実施する医薬品副作用被害救済制度の補償対象となります。また高度障害や死亡事例の発生に備えて、市は保険に加入しています。

【問い合わせ】健康推進課 (Tel 77・0829)

国保の異動届は14日以内に

就職・転勤・入学などで国保への加入や脱退、また世帯の分離や合併などの異動があった場合、必ず14日以内に、世帯主が国保年金課(本庁)、各支所または鞆淵出張所に届け出をしなければなりません。

国民健康保険の届出が遅れると、次のようなトラブルが起こることがあります。

- ①国保に加入する届出が遅れると…
医療費は全額自己負担になるうえ、資格ができた月(退職した月など)までさかのぼって保険税を納めなければなりません。
- ②国保を脱退する届出が遅れると…
資格がなくなった後で、国保の保険証を使って診療を受けた場合、国保が負担した医療費を返さなければなりません。新たに加入した会社の健康保険などと保険税を二重で納めてしまう原因にもなります。

●国民健康保険の異動手続きに必要なもの

こんなとき	必要なもの	備考
転入	印鑑	市民課または支所窓口での手続きを先にしてください
転出	保険証・印鑑	
就職した	新しい保険証・国保の保険証・印鑑	新しい保険証が未交付の場合は、加入を証明できるもの
退職した	職場の健康保険の資格喪失証明書・印鑑	下の任意継続制度の記事も読んでください
子どもが就学で他市町村に転出	修学などのため住民票を異動する場合は、在学を証明する書類(在学証明書・学生証のコピー)と保険証・印鑑を添えて届出をおこなってください。	

※届出人の本人確認書類も必要です。
このほかの諸手続きについては、問い合わせください。
【問い合わせ】国保年金課 (Tel 77・2511 本庁)

健康保険の任意継続制度

一定期間勤務した会社を退職した場合、それまで加入していた健康保険を、退職の翌日から2年間、任意で継続できる制度があります。この「任意継続制度」は、退職から20日以内に届けなければならぬなど健康保険の種類によって取り決めがあります。くわしくは、加入している健康保険の事務所に問い合わせください。

退職するときは、「国民健康保険」と「任意継続制度」の保険料を比べるなど、どちらの保険が有利か、よく調べて決めましょう。

「国民健康保険税額」を試算したい場合は、お手元に、前年の所得がわかるもの(源泉徴収票など)を準備し問い合わせください。退職日が1月～3月の場合は、退職日の前々年の所得がわかるものも必要です。

【問い合わせ】国保年金課 (Tel 77・2511 本庁)

5月の母子保健・予防接種

※対象児には、個別通知します。※会場はすべて本庁南別館です。

- 4か月児健康診査
平成23年1月生まれ対象
5月18日(水)・25日(水)の午後
受付は午後1時～1時30分
- 7か月児健康診査
平成22年10月生まれ対象
5月17日(火)・24日(火)の午後
受付は午後1時～1時30分
- 10か月児健康相談
平成22年5月生まれ対象
5月12日(木)・13日(金)の午前
受付は午前9時～9時30分
- 1歳8か月児健康診査
平成21年8月生まれ対象
5月20日(金)・27日(金)の午後
受付は午後1時～1時30分
- 2歳6か月児健康相談
平成20年10月生まれ対象
5月10日(火)・11日(水)の午前
受付は午前9時～9時30分
- 3歳8か月児健康診査
平成19年8月生まれ対象
5月19日(木)・26日(木)の午後
受付は午後1時～1時30分

- ◎ポリオ集団投与 受付は午後1時～1時30分
5月31日(火)・6月1日(水)・2日(木)・3日(金)
平成22年7月31日までに生まれ、7歳6か月未満で、ポリオを2回飲んでいない乳幼児が対象

【問い合わせ】健康推進課 (Tel 77・0829)

●平日や昼間に、国保の異動手続きに来れない人は、「毎月第2日曜日の午前中」と「毎週木曜日の夜間(午後8時まで)」に、国保年金課(本庁)で、国保の異動手続きができます。気軽に利用してください。

子育て 介護予防

こそだて
かいごぼう

小・中学校の就学援助制度

経済的な理由で、小・中学校への就学に困難がある児童・生徒の保護者に、学校給食費や学用品費など、学校で学習するために必要な費用の一部を援助する制度があります。

就学援助を希望する人は、申請書を学校へ提出してください。くわしくは、各小・中学校または学校教育課へお問い合わせください。

【問い合わせ】
学校教育課 (Tel 64・9162 貴志川分庁舎)

私立幼稚園保育料等の減免

私立幼稚園児の保護者の負担を軽減するため、保育料などの一部を補助する制度があります。また、第3子以降(満18歳未満の兄または姉が2人以上いる園児)の保育料は無料です。

申請書類は各私立幼稚園を通じて5月頃に配布します。幼稚園の指示にしたがって手続きをしてください。

【問い合わせ】学校教育課 (Tel 64・9162)



赤ちゃん広場

5月開始 赤ちゃん広場・子育て教室

◎赤ちゃん広場…0歳児の親子を対象に、月齢に合った赤ちゃんとのふれあい遊びの紹介や絵本のよみきかせ、お母さん同士の交流、赤ちゃんの体重測定や育児相談などをします。

◎子育て教室…1歳児・2歳児の親子を対象にした遊びの教室です。親子のふれあい遊びやリズム遊び、手作りおもちゃの製作など、楽しい活動や経験を通して子育ての輪を広げましょう。

申し込みは不要です。気軽に参加ください。ジュース・おやつ・おもちゃは持ってこないでください。

■赤ちゃん広場

□0歳児(22年4月2日以降生まれ)

- 5月6日(金) 打田地区 本庁南別館2階
- 5月19日(木) 貴志川・桃山地区 桃山保健福祉センター
- 5月23日(月) 粉河・那賀地区 那賀子育て支援センター
- ※時間は午前10時～11時30分です。
- ※母子手帳を持ってきてください。

■子育て教室

□1歳児(21年4月2日～22年4月1日生まれ)

- 5月9日(月) 桃山地区 桃山保健福祉センター
- 5月13日(金) 貴志川地区 貴志川保健福祉センター
- 5月20日(金) 粉河・那賀地区 那賀子育て支援センター
- 5月26日(木) 打田地区 打田体育館
- ※時間は午前9時15分～11時30分

□2歳児(20年4月2日～21年4月1日生まれ)

- 5月18日(水) 粉河・那賀地区 那賀子育て支援センター
- 5月25日(水) 貴志川・桃山地区 桃山保健福祉センター
- 5月27日(金) 打田地区 打田体育館
- ※時間は午前9時15分～11時30分

※親子とも、動きやすい服装で参加してください。
※名札、お茶、帽子を持参してください。
※日程などの変更や中止の場合は、市ホームページやメール配信サービス(<http://kinokawa.mail-dpt.jp/>で登録)でお知らせします。

【問い合わせ】子育て支援課 (Tel 75・3111)
桃山子育て支援センター (Tel 66・0404 安楽川保育所内)
那賀子育て支援センター (Tel 75・2331 名手保育所隣)

子育て支援センターを利用してください

**子育て
を
応援** 子育て支援センターは、子育てに関する相談や情報交換、親子の遊び場、交流の場として、子育てを応援します。気軽に利用ください。

児童扶養手当

児童扶養手当は18歳(障害のある場合は20歳未満)に達する日以降の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭や、父または母が一定の障害にある家庭に支給される手当です。所得制限などの条件があります。

■支給金額(児童1人の場合の月額)
全部支給…41,550円 一部支給…9,810円～41,540円
※所得状況や扶養人数によって変動します。

【問い合わせ】子育て支援課 (Tel 75・3111 那賀分庁舎)

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、20歳未満で身体や知的または精神に一定の障害、または長期安静が必要な病状にある児童を、在宅で養育している保護者に支給される手当です。所得や障害の程度による制限があります。

■支給金額(月額) 1級…50,550円 2級…33,670円
【問い合わせ】子育て支援課 (Tel 75・3111 那賀分庁舎)

「基本チェックリスト」で介護予防を

介護認定を受けていない65歳以上の人に対し、5月～6月頃に「基本チェックリスト」を送付します。

この「基本チェックリスト」は、日常生活に関する25項目の質問に答え、自分の生活に必要な「介護予防」を知るための質問票です。

このチェックリストを元に、様々な介護予防教室の案内をしますので、必ず返送してください。

※特定健診や後期高齢者健診と同時に実施していた生活機能評価(介護予防健診)は廃止になりました。

■介護予防…運動や口腔ケア、認知症予防などを生活に取り入れて、介護が必要な状態になるのを防ぐこと。「まだまだ元気だから、大丈夫!」と思っているうちから、「介護予防」に取り組むことが大事です。また介護予防を実践し、より一層生き生きと元気に過ごすことが、介護保険料抑制にもつながります。

【問い合わせ】
高齢介護課介護予防係 (Tel 75・5314 那賀分庁舎)



運動に関する介護予防教室の風景

介護予防教室 いきいき元気塾

65歳以上の人を対象に、運動器の機能向上・栄養改善・口腔ケア・閉じこもり予防などをテーマに、居宅介護支援センターに委託し教室を開催しています。動きやすい服装で参加ください。

- テーマ…『介護予防体操で はつらつ!』
- と き…4月13日(水)午後1時～3時
- ところ…那賀保健福祉センター2階 多目的ホール
- 申し込み…前日までに栄寿苑居宅介護支援センターに申し込みください。

【問い合わせ】
栄寿苑居宅介護支援センター (Tel 75・6888)
高齢介護課介護予防係 (Tel 75・5314)

介護予防のススメ

囲碁・将棋・オセロ・マージャン

今月のワンポイント

【解説】
頭を使うゲームは思考力を鍛(きた)え、認知症の予防に有効です。友人やお孫さんと、楽しんでみてください。趣味として長く続けると、更に認知症予防に効果的です。

●若者定住促進奨励金

住宅を取得する若年層(40歳未満)を支援 奨励金40万円を交付 (転入世帯は50万円)

人口の減少を抑制し、定住促進と地域の活性化を図るため、紀の川市内に居住しようとする若年層の住宅取得に対し、若者定住促進奨励金を交付します。

🏠 対象者

次の①～④すべてにあてはまる人。

- ①申請日に、紀の川市内に定住の意思を持って居住している。
- ②所有権保存登記の受付年月日に、住宅の所有者が40歳未満(夫婦の場合、いずれかが40歳未満)。
- ③取得した住宅に居住する世帯全員が、市町村税や特別区税を滞納していない。
- ④この奨励金の交付を受けていない。

🏠 住宅の要件

次の①～③すべてにあてはまる住宅。

- ①平成23年4月1日～平成26年3月31日までの間に、住宅(新築住宅、中古住宅、分譲マンション)を新築または売買により取得(相続、贈与その他対価を伴わない事由により取得した場合や増改築の場合は除く)し、所有権保存登記が完了している。
- ②建物登記の権利部(甲区)における「受付年月日・受付番号」欄に記載された年月日が、平成23年4月1日～平成26年3月31日までの間。
- ③専ら人の居住用の建物で、玄関・居室・台所・トイレ・浴室があり、床面積(併用住宅の場合は、店舗・事務所などの部分を除いた前記条件を備えた居住部分の床面積)が、50㎡以上。

🏠 奨励金の内容

住宅奨励金…1件につき **40万円**
転入加算金…転入世帯1件につき **10万円**^{プラス}

🏠 申請書の配布

政策調整課(本庁南別館)や各支所で配布します。また、市ホームページでも公開しています。

🏠 申請書の受付

- 受付期間…平成26年3月31日まで
- 受付場所…政策調整課

🏠 奨励金受取りまでの流れ

- ①新築・売買で取得した住宅に居住
- ②申請書の提出
- ③交付決定
- ④交付案内
- ⑤請求書の提出
- ⑥奨励金の受け取り

申請手順



【問い合わせ】政策調整課(TEL 77・2511 本庁南別館)

●平成21年度 財務諸表から見る市のすがた

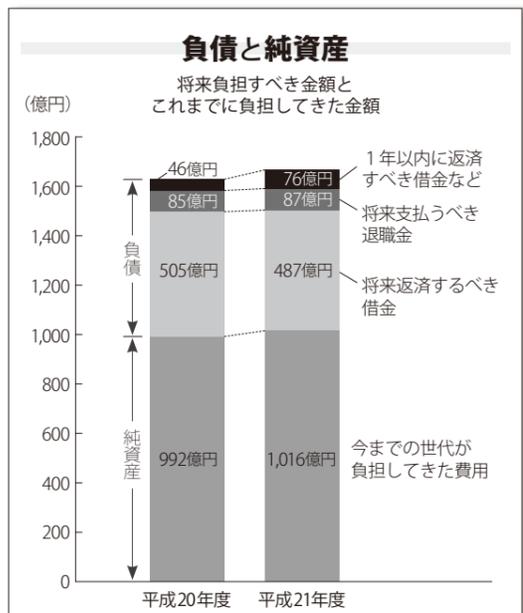
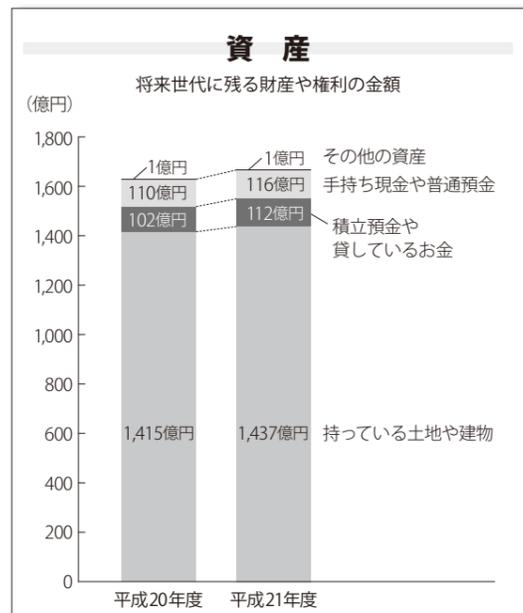
【問い合わせ】財政課(TEL 77・2511 本庁南別館)

資産と負債

今までは、市の財政状況を、その年の収入と支出だけをとらえて公開してきました。

しかしそれでは、現在に至るまでの経過も含めて、市の将来の財政状況を正確に把握することはできません。その年の収入と支出だけを見るのではなく、市がこれまでに行った行政活動を通じて蓄積した「資産」と、その資産形成に要した「負債」を示すことで、よりわかりやすく透明性の高い、市の現状を確認することができます。

この「資産」と「負債」を、一般会計/各特別会計/病院や消防組合などの一部事務組合/土地開発公社/青洲の里などの第三セクターなど、それらの会計を全て合算し、市全体としての金額を割り出して、作成したのが下のグラフです。(※財務諸表の詳細は市ホームページに掲載しています)

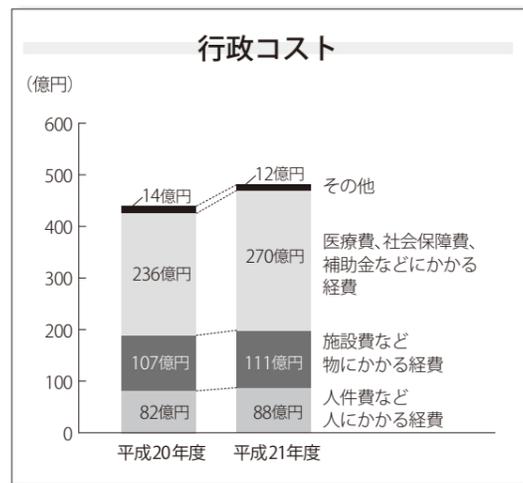


全体的に少し増加しています。道路、下水道、水道等の整備や施設の建設等により「もっている土地や建物」は増加します。「手持ち現金や普通預金」「積立預金や貸しているお金」はお金として保有している財産です。将来の行政サービスの資金になります。

資産が増加している分、「負債と純資産」も少し増加していますが、純資産(今までの世代が負担してきた費用)の増加割合より、負債の増加割合が少なくなっています。これは、出来るだけ今の世代で借金を前倒して返済し、将来世代の負担を軽減するような措置を講じている結果です。

行政コスト

市の財政状況を知るうえで、もう一つ大切なことは、資産に結びつかない費用も多くかかっているという点です。この資産に結びつかない、例えば人件費などの経費を「行政コスト」と呼びます。行政コストの推移を表したのが左のグラフです。特に医療費や社会保障費が大きく増加しています。定額給付金や高齢者医療費などがこれにあたります。



● 脳ドックの検診補助

国民健康保険加入者と、後期高齢者医療加入者が対象です。

紀の川市国民健康保険 脳ドック検診事業

対象：紀の川市の国民健康保険に加入し、申し込み時に30歳以上で、国保税を滞納していない人。

医療機関名／受検期間／定員

- 日本赤十字社和歌山医療センター
24年3月末日まで／定員170人
- 和歌山市医師会成人病センター
24年3月末日まで／定員90人
- 医療法人西村会向陽病院／平成23年10月末日まで／定員40人

いて、保険料を滞納していない人
医療機関名／受検期間

- 日本赤十字社和歌山医療センター
24年3月末日まで
- 和歌山市医師会成人病センター
24年3月末日まで
- 医療法人西村会向陽病院／平成23年10月末日まで
- 定員：3医療機関で20人
- 自己負担：5,000円

■ 申込期間：4月7日(木)～21日(木)
(締切日に到着分まで有効)

紀の川市後期高齢者 脳ドック助成事業

対象：紀の川市に住所を有し、和歌山県後期高齢者医療に加入して

■ 申込方法：次の①、②のいずれかの方法で申し込みください。電話での申し込みは受け付けません。
① 右下の記載例を参考に、国保年金課まで郵送

あて 申し込みの宛先と記載内容

〒649-6492(住所の記入は不要です)
紀の川市役所 国保年金課 脳ドック担当 あて

記載内容	記載例
①郵便番号	①〒649-6492
②住所	②紀の川市西大井338番地
③世帯主氏名	③紀の川 太郎
④受検希望者氏名(フリガナ)	④紀の川 花子(キノカワハナコ)
⑤性別	⑤女
⑥生年月日(満年齢)	⑥昭和39年11月7日生(46才)
⑦連絡先の電話番号	⑦0736-77-2511
⑧保険証の記号番号	⑧12345678(←8ケタの番号)
⑨希望する検査医療機関	⑨日赤・成人病センター・向陽病院のいずれかを記載

※①～⑨をすべて記入ください。記載もれがあると無効となります。
※申し込みは受検希望者1人につき1枚です。
※同じ世帯で受検希望者が複数の場合も、個人ごとの申し込みが必要です。
※同一人が複数応募しても1枚のみ有効となります。
※申込書に記載された人以外が受検することはできません。
※個人情報のため、封書や各窓口での申し込みもできます。

② 国保年金課 各支所、出張所の窓口にて備えている、申込書に記入し、直接窓口で申し込み

※申し込みを受けた時点で、市が検査結果など個人情報医療機関から提供を受けること、国保税や保険料の収納状況を調査すること

とに同意したものとみなします。

■ 受検者の決定 受検希望者が多数の場合は、22年度に紀の川市が実施した本脳ドック検診を受けていない人を優先に、医療機関ごと(国保のみ)に抽選を行います。

● 高齢者のための福祉サービス

【問い合わせ】高齢介護課高齢者福祉係(TEL75・5314 那賀分庁舎)／各支所／出張所

高齢者の暮らしを支えるため、様々な福祉サービスがあります。サービスの対象は、おおむね65歳以上の高齢者ですが、種類によっても異なります。くわしくは、地域包括支援センターやケアマネジャー、高齢介護課・各支所・出張所へ相談してください。

生活支援

- ホームヘルパー派遣(介護認定結果が「自立」の人など) …… 週1回、1時間まで150円など
- デイサービス(介護認定結果が「自立」の人など) …… 週1回まで1回340円(昼食・材料費実費)
- ショートステイ(介護認定結果が「自立」の人など) …… 月7日まで1日500円(食事代実費)
- 配食サービス(調理困難な1人暮らしの高齢者など) …… 週3回まで1食350円
- 外出支援(要介護4・5の人の医療機関送迎) …… 週1回まで1回200円か500円(駐車料実費)
- 生活支援ハウス利用(60歳以上のみの世帯や、家族の支援がない人) …… 収入による費用負担
- 養護老人ホーム入所(65歳以上の生活困窮者など) …… 収入による費用負担

日常生活用具などの支給や貸与

- 緊急通報システム(高齢者世帯や重度身体障害者など) …… 課税世帯は月1,000円
- 老人日常生活用具の給付と貸与(寝たきりや単身低所得者など)
給付用具 → 電磁調理器、火災警報器、自動消火器 …… 収入による費用負担
貸与用具 → 老人用電話 …… 基本料・通話料金は実費

助成

- 紙おむつ購入助成券給付(要介護認定を受け、常時失禁状態の所得税非課税世帯)
- 高齢者居宅改修費補助(要介護・要支援の認定を受けている所得税非課税世帯) …… 補助対象金額の3/4(生活保護世帯は全額補助)を助成
- 家族介護慰労金(要介護4・5の高齢者を常時在宅介護している住民税非課税世帯の家族)
過去1年間介護保険サービスの利用がなく、在宅介護していない期間が90日未満 …… 年額16万円(特別障害者手当を受給している場合) …… 年額10万円
過去1年間介護保険のサービスを利用したが、在宅介護していない期間が90日未満 …… 年額6万円(特別障害者手当を受給している場合) …… 対象外

長寿祝

満88歳の人または99歳以上の人で、6か月以上市内に住所がある人(9/1現在)
※満100歳は誕生日に祝金を支給
※いずれも申請は不要です

災害時要援護者登録

◎要介護3以上の人 ◎歩行が困難な人
◎1人暮らしで避難が不安な人などを対象に、災害時の避難支援のための名簿を作成します。

●軽自動車税の減免(申請期限は5月25日)

【問い合わせ】市民税課(TEL 77・2511 本庁)

軽自動車税の減免制度がありません。対象は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が所有する軽自動車で、生活手段として使用しているものです。減免の対象となる障害の区分、程度などは下の表のとおりです。

減免申請に必要な書類など

- 身体障害者本人が運転する場合
：①減免申請書／②印鑑／③身体障害者手帳(原本)／④運転免許証(写真が鮮明な両面コピー可)／⑤自動車車検証(コピー可)
- 身体障害者等と生計を一にする人が運転する場合：①～⑤に加えて、⑥誓約書、⑦同意書
- 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者などを常時介護する人が運転する場合：①～⑤に加えて、⑧常時介護証明書
- ※⑧常時介護証明書、各手帳の発行機関は次のとおりです。発行に

障害の区分	障害の程度	
	身体障害者本人が運転する場合	身体障害者等と生計を一にする人が運転する場合 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を、常時介護する人が運転する場合
視覚障害	1級～3級・4級の1	1級～3級・4級の1
聴覚障害	2級・3級	2級・3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級(咽頭摘出による障害に限る)	該当なし
上肢不自由	1級・2級	1級・2級の1・2級の2
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
	移動機能	1級～6級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸機能障害	1級・3級	1級・3級
肝臓機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級
視覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
聴覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
平衡機能障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
音声機能障害	特別項症～第2項症(咽頭摘出による障害に限る)	該当なし
上肢不自由	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
下肢不自由	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症※	特別項症～第3項症
体幹不自由	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症※	特別項症～第4項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・肝臓機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
療育手帳	重度(A)	重度(A)
精神障害者保健福祉手帳	1級	1級
使用目的	特に問いません	もっぱら身体障害者等の通学・通院・通所・通勤(生業)のため(誓約書が必要) ※「もっぱら」とは、7割程度身体障害者などのために(身体障害者などが同乗して)使用していることです。
申請者	身体障害者など本人または代理人	運転者

※戦傷病者手帳の旧第3款症は対象外です。
・減免できる軽自動車は、1人の身体障害者につき1台です(普通自動車を含む)。
・複数の障害がある場合でも、原則として個々の障害の等級によって判断します。

必要な書類は、各手帳の発行元に問い合わせください。
▼常時介護証明書・身体障害者手帳・療育手帳 ↓市役所障害福祉課

課(那賀分庁舎)や各支所 ▼戦傷病者手帳 ↓県庁福祉保健総務課
▼精神障害者保健福祉手帳 ↓保健所

減免の申請期限
申請期限は、5月25日(水)です。期限を過ぎると今年度分の減免が

受けられません。詳しい内容は、市民税課にお問い合わせください。

●薬物は人生を狂わせます

【問い合わせ】総務課(TEL 77・2511 本庁)

No Drugs!

01 薬物を乱用すると

覚せい剤などの薬物は、人間の精神や身体をボロボロにします。人が人として生活を営むことができなくなるだけでなく、死亡することもあります。



大麻



大麻樹脂(ハシシュ)



覚せい剤



MDMA

●覚せい剤は、俗に「シャブ」「クスリ」「S(エス)」「スピード」などと呼ばれ、白色の粉末のものや無色透明の結晶のもの、錠剤型のものがあります。
●大麻には、大麻草を乾燥させた乾燥大麻(マリファナ)、樹脂や若芽をすりつぶして固めた樹脂(ハシシュ)があります。
●MDMAは、覚せい剤と似た化学構造を有する薬物で、植物からではなく、化学薬品から合成された麻薬の一種です。

02 薬物乱用の危険性

薬物の乱用による幻覚・妄想が、殺人などの凶悪犯罪や交通事故を引き起こすことがあります。本人のみならず、周囲の人や、さらには社会全体に被害をおよぼしかねません。

03 薬物に負けないために

「一度だけ」という好奇心や遊びのつもりでも、薬物の依存性と耐性によって乱用する量や回数はどんどん増えていくという悪循環に陥り、自分の意志では止めることができなくなります。

周囲の人から誘われても、勇気を持って断りましょう。



薬物に関する相談は、こちらまで。

和歌山県警察本部 覚せい剤に関する相談
073・425・4615 (専用番号)

●●生活

もやすごみ袋の価格(処理手数料)の変更

市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(処理手数料)の経過措置の期限が3月31日で満了しました。

そのため、もやすごみ専用袋(青色)の価格(処理手数料)は、各サイズとも、1冊150円になりました。



(シール見本)

店頭で販売しているごみ袋(青色のみ)の外袋には、差額手数料納付済シールを貼っています。

確認のうえ購入してください。
その他のごみ袋の価格は変更ありません。
【問い合わせ】廃棄物対策課(Tel 64・0530 貴志川分庁舎)

住所が変わった場合は必ず届け出を

引っ越して住所が変わる人や、世帯に変更のあった人は、住所変更(登録)などの届け出が必要です。

住民登録は、住んでいる場所の証明、選挙の投票、小・中学校への就学、住民税や国民年金・国民健康保険の手続きなど、行政サービスの基礎になります。

【問い合わせ】市民課(Tel 77・2511 本庁) または各支所市民生活係

生ごみ処理機器の購入費を補助

生ごみの減量化や再資源化を促すため、家庭用生ごみ処理機器を購入して設置する市民に、予算の範囲内で補助金を交付します。

■補助対象品目と補助金額

○電気式生ごみ処理機：購入金額の1/3(上限3万円)
○生ごみ処理容器：購入金額の1/2(上限2千円)
※補助の条件や申請に必要なものなど、詳しくは問い合わせください。

【申請受付・問い合わせ】環境衛生課(Tel 64・2525 貴志川分庁舎) または各支所・打田分室

空き地はきちんと管理して

あき地管理に関する苦情が増える季節です。使用していない土地を放置していると雑草などが茂り、火災・病原虫発生の原因となります。あき地の所有者(管理者)は、周辺に迷惑がからさないよう、自主的に責任をもって管理してください。

【問い合わせ】環境衛生課(Tel 64・2525)

●●案内

浄化槽設置整備事業補助金の交付

合併処理浄化槽を設置する人に、予算の範囲内で補助金を交付します。

※下水道認可区域・農業集落排水区域を除きます

■補助金額

5人槽………33万2千円
6〜7人槽……41万4千円
8〜50人槽……54万8千円

■募集期間……4月18日(月)〜12月28日(水) 先着順で、予算額に達した時点で終了
■応募条件……4月1日から

24年3月30日までに、

①住宅または店舗付住宅に浄化槽を設置し、②浄化槽設置の完了報告と、③設置場所に住民登録ができる人
※ただし、次に当てはまる場合は応募できません。

○建築基準法に基づく確認申請や浄化槽法に基づく届出を行わずに浄化槽を設置
○店舗付住宅の住宅部分の延床面積が全体の1/2未満
○販売または賃貸の目的で建築した浄化槽付住宅や共同住宅(居住を目的にその住宅を購入した人が申請する場合)は可

○住宅を借りている人で賃貸人の承諾が得られない
○市町村税を滞納している

東北地方太平洋沖地震の緊急災害募金にご協力を。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被害を支援するため、市民課窓口(市役所本庁1階)や、各支所窓口に義援金箱を設置しています。緊急災害募金にご協力をお願いします。

【問い合わせ】総務課(Tel 77・2511 本庁)

※浄化槽の埋設時には、市の立ち会いが必要です。

【申請書類配布・申請受付・問い合わせ】環境衛生課(Tel 64・2525) または各支所・打田分室

事後評価結果の公表「名手駅前地区」

都市再生整備計画事業(旧称・まちづくり交付金事業)「名手駅前地区」は、事業開始から5年が経過しました。事業完了に向け、実施過程の評価や今後の課題についての検討結果を、都市計画課および市ホームページで公表します。

【問い合わせ】都市計画課(Tel 66・1100 桃山分庁舎)

地籍調査の登記完了地域

名手上一部地域、桃山町元の一部地域の地籍調査の成果に基づく登記事務が完了しました。

完了した地域の字名
■名手上一(那賀地区)……石倉、徳明(2月2日完了)
■桃山町元……上嶋、涌田、高関、家治戸(2月1日完了)
【問い合わせ】地籍調査課(Tel 66・1100 桃山分庁舎)

表彰

おめでとうございます(敬称略)

【高齢者叙勲】(地方自治功労)
旭日単光章/児野敏彦(88)(打田)

【平成22年度消防功労者定例表彰】

●消防庁長官表彰(永年勤続功労章)
岡山榮樹(貴志川消防団)

●和歌山県知事表彰

○表彰旗…粉河消防団

○永年勤続功労章

岡本和夫(那賀消防団)

山野正典(貴志川消防団)

●和歌山県知事感謝状(退職消防団長)

和田政実(元打田消防団)

●和歌山県消防協会総裁表彰(功績章)

東 康義(那賀消防団)

福浦 孝(貴志川消防団)

森本俊弘(貴志川消防団)

●日本消防協会会長表彰

○竿頭授 桃山消防団

○勤続章(30年)

橋本和秀(打田消防団)

樂得修一(打田消防団)

佐田政彦(打田消防団)

谷 充夫(粉河消防団)

西 均(粉河消防団)

佐古富男(那賀消防団)

橋口 順(桃山消防団)

多和本高明(桃山消防団)

西村徳治(貴志川消防団)

おめでとうございます

広告主を募集しています

あなたのお店を広報紀の川でPRしませんか(有料)

有料広告

クラシノジョウホウ

J-ALERT(全国瞬時警報システム)

による緊急放送を4月から開始します。

J-ALERT(ジェイ・アラート)は、国(消防庁)から送信された大地震や非常事態などの緊急情報を、市の防災行政無線のスピーカーを通じて放送するシステムです。

J-ALERTで放送する情報

- 緊急地震速報(予測震度が4以上のとき)
※直下型地震や震源が近い場合は、速報が間に合わないことがあります。
- 武力攻撃事態等に関する国民保護情報
ゲリラやミサイルによる攻撃情報など

【問い合わせ】
危機管理消防課(Tel 77・2511 本庁南別館)

住宅用火災警報器

既存住宅の設置期限は、5月31日です。

住宅火災は毎年約18,000件発生し、1,000人以上が死亡しています。死亡原因の約70%は「逃げ遅れ」。住宅用火災警報器は、火災の煙を感知して、火災をいち早く知らせます。

火災警報器の設置場所(義務)

- 寝室 ●階段(2階に寝室がある場合)
- ※寝室と階段には、「煙」を感知するタイプの警報器を設置してください。
- ※台所にもできる限り設置してください。
- ※悪質な訪問販売に注意してください。

【問い合わせ】
那賀消防組合消防本部予防課(Tel 61・1794)

●案内

農業振興地域制度

今後おおむね10年以上農業地として農業の振興を図っていくこととする土地の区域を、「農業振興地域(農用地)」として指定しています。

農業振興地域(農用地)は、農業以外の目的で利用することはできません。住宅・店舗・駐車場・資材置場などにする場合は、農業振興地域農用地からの除外(農業振興地域整備計画の変更)手続きをしてから、農地転用の許可を受けてください。

農業振興地域農用地へ編入する場合も、計画の変更が必要です。

■整備計画の変更申出書
法改正などにより、整備

環境保全型農業 直接支援制度

地球温暖化防止や生物多様性保全などに効果の高い営農に取り組み農業者に対し、交付金を支払います。

※支援対象の取組みは、農業振興地域内の農地で行われているものに限る。

■対象：次の①②の要件を満たし、販売を目的に生産を行う農業者や集落営農

①エコファーマーの認定を受けている

②農業環境規範に基づく点

市税滞納者の差押財産を Yahoo!官公庁オークションで公売

23年度 第1回インターネット公売を開催します。

◎参加申し込み…4月11日(日)13:00～4月25日(日)23:00

◎入札期間…5月6日(金)13:00～5月8日(日)23:00

◎売却決定日時…5月9日(日)10:00

◎代金納付期限…5月16日(日)14:30

公売財産下見会

◎と き…4月19日(日)10:00～16:00

◎ところ…本庁南別館2階相談室(小)

※施錠しています。先に収税課(本庁1階)へお越しください。

参加条件や手続き方法など…ガイドラインなどを厳守できる20歳以上の人が対象です。くわしくはYahoo!官公庁オークションのヘルプや、公売ガイドラインを確認ください。

※22年度第4回の公売結果は、広報5月号で報告します。

【問い合わせ】収税課(Tel.77・2511 本庁)

●夜間休日の納税・相談窓口

◎木曜の夜間(午後8時まで、祝日をのぞく)

◎第2日曜(午前9時～午後0時30分)

に納付・納税相談窓口(本庁収税課・市民税課・国保年金課)を開設しています。

(国保税、固定資産税・都市計画税、市県民税、軽自動車税)平日や昼間に来庁できない人は、利用ください。

●税金

固定資産の内容を 確認できます

平成23年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧ができます。

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧：市内の土地・家屋の価格(評価額)などを記載したものです。市民税課で、4月1日(金)～5月31日

(火)まで見る事ができ、自己が所有している土地や家屋の価格(評価額)を他と比較し、適正かどうか確認できます。

■固定資産課税台帳の閲覧：自己所有の固定資産について、土地・家屋の評価額や課税標準額などを記載したもので、市民税課・支所などで4月1日(金)～5月31日(火)までは無料で見る事ができます(以降は1件200円)。また、記載事項の証明を受けることもできます(1件200円)。

■縦覧・閲覧ができる人：市内に固定資産を所有している納税者またはその代理人や納税管理人(代理人の場合は委任状が必要です)。

窓口で来庁者の本人確認を行いますので、身分証明書(運転免許証や健康保険証など)を持参ください。

また、土地や家を借りている人も、賃貸借契約書などを提示することによって、閲覧ができます。

【問い合わせ】市民税課(Tel.77・2511 本庁)

●福祉

老人医療制度

■対象：67～69歳の人で、家族全員が市県民税非課税の世帯。※前年の収入が1人世帯100万円、2人世帯140万円などの制限や扶養資産要件などがあります。

■助成内容：保険診療分の自己負担分(3割)のうち2割を助成

【問い合わせ】国保年金課 高齢者医療係(Tel.77・2511 本庁)

市営駐車場の利用 申し込み

JR粉河駅前の市営駐車場の利用申し込みを随時受け付けています。

■駐車場の場所

①粉河1514の4

②粉河826

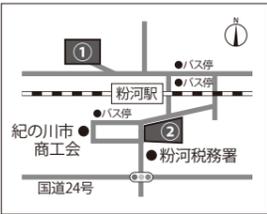
■利用料：月5,100円

■受付場所：紀の川市商工会(粉河878の2 粉河駅南ロータリー西)

■受付時間：平日の午前9時～午後3時まで

※申し込みをする場合、事前に紀の川市商工会に問い合わせください。

【問い合わせ】紀の川市商工会(Tel.73・5079) / 政策調整課(Tel.77・2511 本庁南別館)



防災対策充実事業の 臨時職員を募集

失業者に対し、次の雇用までの短期の雇用機会を創出します(緊急雇用対策事業)。

■採用予定人員…1人

■職務内容…パソコン(エクセル・ワード)を使った文書や表の作成、その他一般事務。

■申し込み(採用)資格や条件

①雇入れ時点で失業者②普通自動車免許を所有③パソコン操作の基本的な知識や技術がある④雇用期間(3か月間)を通して業務に従事できる など

■申し込み受付期限…4月15日(金)午後5時まで

■申し込み用紙の交付場所…危機管理消防課、各支所(出張所)、ワークプラザ岩出(ハローワーク)

■試験日/試験場所/試験内容

4月20日(水)/本庁南別館/面接試験

■その他(採用後の勤務条件など)

○勤務は、5月1日～7月31日までの3か月間

○土・日・祝日を除く週5日勤務で、勤務時間は午前8時45分～午後5時30分です。

○賃金は日額6,000円。通勤手当や健康保険・厚生年金保険などもあります。

【問い合わせ】
危機管理消防課 (Tel.77・2511 本庁南別館)

●募集

市営駐車場の利用 申し込み

JR粉河駅前の市営駐車場の利用申し込みを随時受け付けています。

■駐車場の場所

①粉河1514の4

②粉河826

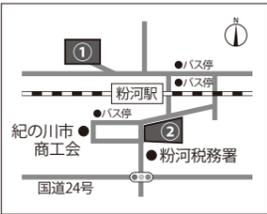
■利用料：月5,100円

■受付場所：紀の川市商工会(粉河878の2 粉河駅南ロータリー西)

■受付時間：平日の午前9時～午後3時まで

※申し込みをする場合、事前に紀の川市商工会に問い合わせください。

【問い合わせ】紀の川市商工会(Tel.73・5079) / 政策調整課(Tel.77・2511 本庁南別館)



●●募集

防災・防火の研修や訓練をしませんか

市職員や消防職員が、講師としてみなさんのところへ出向きます。

■研修・訓練の内容

- ①防災研修（家庭や地域の防災など）
- ②防火研修（消火器、住宅用火災警報器などの火災予防）
- ③防災・防火訓練（救出・救護、初期消火など）

■対象：市内のおおむね10人以上の団体やグループ

■申し込み：①②は希望日の5週間前まで、③は8週間前までに、危機管理消防課に問い合わせください。

【問い合わせ】危機管理消防課（Tel77・2511 本庁南別館）

日曜消防講座

■消防車ふれあい講座：消防車の乗車体験などをしながら火災予防を学びます

■普通救命講座：救命に必要な技術をマスター

■おこのみ講座：受講者の要望に応じます

■開催場所・問い合わせ：那賀消防本部防炎センター（Tel61・72509）

地震防災に関する啓発標語を募集

■対象：中学生以上

ホームページに掲載するNPOを募集

市内を拠点に活動している「NPO法人」「市民活動団体」「ボランティア団体」（以下NPOといふ）で、ホームページに掲載を希望するNPOを募集します。

希望するNPOは、指定の登録票と必要書類（事業計画書・事業報告書）を地域振興課に提出してください。

登録票は地域振興課や各支所に設置しています（市ホームページからもダウンロードできます）。

※ホームページに掲載しているNPOは、本庁の印刷機を使用して、活動に必要な書類や行事チラシを印刷することができません（申請が必要です。また、用紙は各団体で用意してください）。

第3回 紀の川市合同 写真展

紀の川フォトクラブ、打田写真クラブ、貴志川写友会の会員40人による、四季折々の風景や花などの写真、80作品を展示します。

■とき
4月15日(金)～17日(日)
午前9時～午後5時
※最終日は午後4時まで

■ところ…粉河ふるさとセンター④ホール

【問い合わせ】
土井(Tel.77・3634)

市民の掲示板

市営住宅入居者募集(4戸)

- 下野井改良住宅(名手市場)…2階、3階各1戸
間取り…3K、水洗トイレ (S.49築)
家賃…13,300円～26,100円(所得による)
 - 中野井改良住宅(名手市場)…2階建1戸
間取り…3K、作業室、水洗トイレ (S.52築)
家賃…17,300円～34,000円(所得による)
 - 中野井公営住宅(名手市場)…2階建1戸
間取り…3K、水洗トイレ (S.49築)
家賃…9,500円～18,600円(所得による)
- ※敷金は家賃の3か月分です。
※フロ・給湯器は、入居者が設置してください。

申し込み用紙配布…4月11日(月)～28日(木)
住宅管理課(桃山分庁舎2階)や各支所で配布
申し込み受付期間…4月18日(月)～28日(木)
住宅管理課でのみ受け付け
申し込み資格…①～⑥すべてを満たすこと

- ①市内に住所または勤務場所がある
 - ②同居または同居しようとする親族がいる※
 - ③収入が公営住宅法などに規定する基準内
 - ④住宅に困窮している
 - ⑤市税等を滞納していない
 - ⑥申込者も同居人も暴力団員でない
- ※昭和31年4月1日以前生まれの人や障害者などは、単身での入居が認められます。

【問い合わせ】住宅管理課(Tel.66・1100 桃山分庁舎)

■応募方法：はがき1枚に標語3点以内を記入、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を明記し那賀消防本部へ(〒649-162 15 岩出市中迫154)

■締め切り：6月30日必着 ※最優秀賞(1点)には賞状と副賞2万円を進呈。その他にも賞があります。

【前回の最優秀作品】「防災は地域の共助と自助努力」

紀の川市政バス(団体募集)

市内の公共施設などを見学します。

■対象：市内の15人～25人の団体・グループ

■募集団体数：3団体

■申し込み：官製はがきに団体名、代表者、住所、電話番号と「市政バス参加希望」と明記し、広報広聴課(住所は裏表紙下部参照)に申し込みください。5月13日(金)必着です。(申し込み多数の場合抽選を行います)

【申し込み・問い合わせ】
広報広聴課(Tel.77・2511 本庁)

市民ハイキング大会(龍門の社寺巡り)

■とき：4月24日(日)午前9時受付/9時30分スタート

国税専門官の採用試験

昭和57年4月2日以降生まれの人などを対象に、4月14日(木)まで、受験の申し込みを受け付けています。受験資格など、くわしくは

【問い合わせ】那賀消防本部防炎センター(Tel.61・72509)

大会結果

第4回紀の川市スポーツ少年団交流会バレーボール競技(2/20)

女子の部
優勝 麻生津バレーボールチーム
第3位 貴志川バレーボールチーム
竜門バレーボールチーム

るでしょうか。月明かりもありませんので春の星座もゆっくり眺めてみましょう。

■とき：4月23日(土)午後8時～9時(天候不順の場合は中止)

■ところ：西貴志コミュニティセンター

■定員：20人

※中学生以下は保護者の同伴が必要。

■参加費：一般200円/高校生以下100円

●●催し

西貴志コミセンの天文台観望会

テーマ『土星』
土星と言えば美しい環です。今年はこのように見えます。

【申し込み・問い合わせ】
西貴志コミュニティセンター(Tel.65・2211)へ事前

【問い合わせ】大坂国税局人事第二課試験係(Tel.06・6941・5331)

広告

広報紀の川や市ホームページであなただけの宣伝をしませんか。
広報広聴課(Tel.77・0813)

青年海外協力隊員としてペルーに出発

森端修平さん



平成23年3月末から、環境教育分野の青年海外協力隊員として、南米・ペルー・フエレンヤフェ市に2年間滞在予定の森端修平さん(32)。

高校卒業後、アジアや中東の約30か国を旅し、貧困や劣悪な衛生状態の中で生活する人々に出会いました。そこには、経済的に貧しいにもかかわらず親切にして

青年海外協力隊とは

独立行政法人国際協力機構(JICA)が行う海外ボランティア派遣制度。開発途上国の要請に基づき、2年間派遣される。現地の住民と共に生活をしながら、農林水産・保健衛生・教育文化や行政などの8部門120種類以上の職種で技術協力を行う。

くれる人がたくさんいました。「お世話になった人に恩返しをしたい」旅行が終わる頃には、そう考えるようになりました。

また旅の途中で、各国で働く青年海外協力隊員とも出会いました。開発途上国において、様々な職種で技術協力を行う協力隊員の役割とは一体何なのか、うまくイメージを掴むことができませんでした。そこで、自分も協力隊員として働いてみれば、その役割を理解できるのではないかと考えました。さらに、派遣中に自分自身が何かを学び、いつかそれを自分が生まれ育った地元に戻元したいという思いから、「環境教育」

という職種を選び、青年海外協力隊に応募をしました。**現地の住民と一緒に考える**

派遣先のフエレンヤフェ市役所では、観光環境部に所属し、住民の環境意識の向上支援を行う予定です。ゴミの分別をしないなど環境への意識が低いため、特にゴミへの意識の啓発・啓蒙することを派遣先から求められています。

日本の環境問題というところが思い浮かびますが、開発途上国の環境問題は、衛生や健康と深い関係があります。環境問題を解決することで、健康を維持し、安定

した仕事に就くことが見込まれ、収入の増加など生活向上につながります。生活と密着した非常に重要な問題なのです。

滞在期間中は、現地の人と同じ生活を送るため、現地の人とのコミュニケーションは欠かせません。「現地の住民に何かを教えるのではなく、様々な話し合いができる人間関係を築き、現地の住民と一緒に何ができるのか考えていきたい。自分が行くことで、現地の住民の選択肢やきっかけのひとつでも増えればうれし。この活動は自分にとっても勉強です」と意気込みを話してくれました。



ペルー共和国の概況

- ▶面積 129万km² (日本の約3.4倍)
- ▶人口 約2,850万人(2008年)
- ▶公用語 スペイン語(他にケチュア語、アイマラ語など)
- ▶その他 インカの遺跡「マチュ・ピチュ」、インカ帝国時代の首都「クスコ」や「ナスカ地上絵」などの世界遺産が存在する。

República del Perú

心ひとつに、つないだタスキ

～ジュニア駅伝～



おめでとう 総合4位入賞
タイム: 1時間10分53秒(チーム新記録)

2月20日、和歌山市で開催された第10回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会。紀の川市チームの選手たちは、タスキをつなぎ、精一杯にゴールを目指した結果、総合4位入賞を果たしました。

第1区 野田周吾さん(3.0km)	第2区 新宅由佳さん(1.7km)
第3区 居谷美都紀さん(1.6km)	第4区 越田陽菜さん(1.9km)
第5区 家永知生さん(2.2km)	第6区 磯部彩乃さん(1.4km)
第7区 有松 憧さん(1.7km)	第8区 川口智衣さん(2.5km)
第9区 山根昂希さん(2.0km)	第10区 福本有杜さん(3.1km)

区間第3位

区間第2位

困ったときの相談

県民相談・交通事故相談などは「県民の友」
を見てください。また、社会福祉協議会が
行う心配ごと相談などは「福祉きのかわ」
を見てください。

↓市役所の電話番号案内 (8:45～17:30)

■市役所本庁 Tel.77・2511
税金、住民票、戸籍、印鑑登録、国民健康
保険、国民年金、健康診断、母子手帳、地
域巡回バス、国勢調査、入札など

■粉河分庁舎 Tel.73・3311
農業、林業、観光、商業など

■水道部事務所 Tel.74・1181 (水道総務課)

■鞆淵出張所 Tel.79・0001

■那賀分庁舎 Tel.75・3111
保育所、子育て教室、介護保険、介護予防、
障害者手帳、那賀地区のし尿収集など

■桃山分庁舎 Tel.66・1100
道路、河川、開発、市営住宅、下水道、地
籍調査など

■貴志川分庁舎 Tel.64・2525
小・中学校、幼稚園などの教育関係、成人
式、文化財、青少年健全育成、生涯スポーツ、
浄化槽、飼い犬、ごみに関することなど

ごみ (廃棄物対策課Tel.64・2525)
■粗大ごみの収集依頼 Tel.64・0530
■打田美化センター Tel.77・4804
■粉河クリーンセンター Tel.73・5705
■那賀アメニティセンター Tel.75・4001
■貴桃クリーンセンター Tel.67・0022

生涯学習・生涯スポーツ
■生涯学習課 Tel.64・9163
■生涯スポーツ課 Tel.64・9164
■打田生涯学習センター Tel.77・3140
■粉河ふるさとセンター Tel.73・3312
■那賀総合センター Tel.75・2221
■桃山会館 Tel.66・2288
■貴志川生涯学習センター Tel.64・2273

弁護士相談

■紀の川市弁護士相談
Tel.77・2511 (市民課)
5月11日(水)午後1時30分～
貴志川分庁舎2階応接室
(電話予約が必要 先着5人)
予約受付開始:4月27日(水)午前
9時～

行政相談

■紀の川市行政相談
Tel.77・2511 (市民課)
総務大臣から委嘱された行政
相談員が行政全般についての相
談に応じます。相談はどの会場
でも受けられます。
○4月12日(火)午後1時～3時
貴志川分庁舎1階相談室

人権相談

■紀の川市人権相談
Tel.77・0855 (人権啓発推進
課直通)
法務大臣から委嘱された人権
擁護委員が人権全般についての
相談に応じます。相談はどの会
場でも受けられます。
○4月13日(水)午後1時～3時
粉河分庁舎3階E会議室
○5月11日(水)午後1時～3時
那賀総合センター2階会議室
○市内一斉特設人権相談
6月1日(水)午後1時～4時ま

子ども

■市役所子育て支援課の家庭児
童相談
Tel.75・5307 (那賀分庁舎内)
平日の午前8時45分～午後5時
30分
■子育て支援センターの子育て
に関する相談
Tel.66・0404 (桃山子育て支
援センター)
Tel.75・2331 (那賀子育て支
援センター)

■子ども(18歳未満)に関する
あらゆる相談
Tel.073・445・5312(県子
ども・女性・障害者相談センター)

■発達障害に関する相談
Tel.073・413・3200 (和
歌山県発達障害者支援センタ
ーポリス) 水曜を除く平日の
午前10時～正午・午後1時～4
時、水曜は午後のみ

■小児成育医療支援室
Tel.073・441・0826(県立
医科大学小児成育医療支援室)
子どもの発育・発達、子育て
の悩み、学校での問題などの相
談に応じます。平日の午前9時
～午後5時

高齢者

■紀の川市地域包括支援セン
ター
Tel.78・3314 打田
Tel.73・6060 粉河
Tel.75・3601 那賀
Tel.66・3013 桃山
Tel.64・0331 貴志川
平日の午前8時30分～午後5時
30分
地域包括支援センターは、高
齢者の健康の維持、向上や安心
できる生活のための支援をし
ます。

こころ・からだ

■障害者の相談
Tel.073・445・7314(県子
ども・女性・障害者相談センタ
ー)
身体や知的障害のある人に関
する相談に応じます。

■このとり相談(面接相談)
Tel.61・0049 (岩出保健所)
産婦人科医師が不妊相談に応
じます(要予約)。

■身体・知的・精神障害に関す
る相談と不登校・ひきこもりに
関する相談
Tel.78・2808 (麦の郷 紀の
川・岩出生活支援センター)

■難病に関する相談
Tel.77・5161 (難病連家族会)

きほく)
平日の午前10時～午後4時

■こころの健康相談
Tel.61・0021 (岩出保健所)
精神科医と精神保健福祉相
談員などが相談に応じます。

女性

■女性相談
Tel.073・435・5246
(県男女共生社会推進センター)
○面接相談は、月～土曜日午前
9時～午後5時30分(予約必要)
○電話相談は午後8時30分まで
■女性に対する暴力の相談
Tel.073・445・0793(県子
ども・女性・障害者相談センタ
ー)
○電話相談は、毎日午前9時～
午後9時30分

就職

■巡回職業相談 4月19日(火)
相談員が就職相談に応じます。
井阪文化会館(午前10時30分～
11時30分) / 那賀総合センタ
ー(午後1時～2時) / 古和田会
館(午後2時30分～3時30分)
【問い合わせ】商工観光課(Tel.
73・3311)

■障害者の就職相談
Tel.61・6300 (岩出紀の川障
害者就業・生活支援センタ
ーフロンティア) 要予約

働くことを希望する障害者を
対象に、毎月第1・3火曜日の
午後12時～1時30分、第2火曜日の
午後12時～1時30分、第3火曜日の
午後12時～1時30分、第4火曜日の
午後12時～1時30分、第5火曜日の
午後12時～1時30分、第6火曜日の
午後12時～1時30分、第7火曜日の
午後12時～1時30分、第8火曜日の
午後12時～1時30分、第9火曜日の
午後12時～1時30分、第10火曜日の
午後12時～1時30分、第11火曜日の
午後12時～1時30分、第12火曜日の
午後12時～1時30分、第13火曜日の
午後12時～1時30分、第14火曜日の
午後12時～1時30分、第15火曜日の
午後12時～1時30分、第16火曜日の
午後12時～1時30分、第17火曜日の
午後12時～1時30分、第18火曜日の
午後12時～1時30分、第19火曜日の
午後12時～1時30分、第20火曜日の
午後12時～1時30分、第21火曜日の
午後12時～1時30分、第22火曜日の
午後12時～1時30分、第23火曜日の
午後12時～1時30分、第24火曜日の
午後12時～1時30分、第25火曜日の
午後12時～1時30分、第26火曜日の
午後12時～1時30分、第27火曜日の
午後12時～1時30分、第28火曜日の
午後12時～1時30分、第29火曜日の
午後12時～1時30分、第30火曜日の
午後12時～1時30分、第31火曜日の
午後12時～1時30分、第32火曜日の
午後12時～1時30分、第33火曜日の
午後12時～1時30分、第34火曜日の
午後12時～1時30分、第35火曜日の
午後12時～1時30分、第36火曜日の
午後12時～1時30分、第37火曜日の
午後12時～1時30分、第38火曜日の
午後12時～1時30分、第39火曜日の
午後12時～1時30分、第40火曜日の
午後12時～1時30分、第41火曜日の
午後12時～1時30分、第42火曜日の
午後12時～1時30分、第43火曜日の
午後12時～1時30分、第44火曜日の
午後12時～1時30分、第45火曜日の
午後12時～1時30分、第46火曜日の
午後12時～1時30分、第47火曜日の
午後12時～1時30分、第48火曜日の
午後12時～1時30分、第49火曜日の
午後12時～1時30分、第50火曜日の
午後12時～1時30分、第51火曜日の
午後12時～1時30分、第52火曜日の
午後12時～1時30分、第53火曜日の
午後12時～1時30分、第54火曜日の
午後12時～1時30分、第55火曜日の
午後12時～1時30分、第56火曜日の
午後12時～1時30分、第57火曜日の
午後12時～1時30分、第58火曜日の
午後12時～1時30分、第59火曜日の
午後12時～1時30分、第60火曜日の
午後12時～1時30分、第61火曜日の
午後12時～1時30分、第62火曜日の
午後12時～1時30分、第63火曜日の
午後12時～1時30分、第64火曜日の
午後12時～1時30分、第65火曜日の
午後12時～1時30分、第66火曜日の
午後12時～1時30分、第67火曜日の
午後12時～1時30分、第68火曜日の
午後12時～1時30分、第69火曜日の
午後12時～1時30分、第70火曜日の
午後12時～1時30分、第71火曜日の
午後12時～1時30分、第72火曜日の
午後12時～1時30分、第73火曜日の
午後12時～1時30分、第74火曜日の
午後12時～1時30分、第75火曜日の
午後12時～1時30分、第76火曜日の
午後12時～1時30分、第77火曜日の
午後12時～1時30分、第78火曜日の
午後12時～1時30分、第79火曜日の
午後12時～1時30分、第80火曜日の
午後12時～1時30分、第81火曜日の
午後12時～1時30分、第82火曜日の
午後12時～1時30分、第83火曜日の
午後12時～1時30分、第84火曜日の
午後12時～1時30分、第85火曜日の
午後12時～1時30分、第86火曜日の
午後12時～1時30分、第87火曜日の
午後12時～1時30分、第88火曜日の
午後12時～1時30分、第89火曜日の
午後12時～1時30分、第90火曜日の
午後12時～1時30分、第91火曜日の
午後12時～1時30分、第92火曜日の
午後12時～1時30分、第93火曜日の
午後12時～1時30分、第94火曜日の
午後12時～1時30分、第95火曜日の
午後12時～1時30分、第96火曜日の
午後12時～1時30分、第97火曜日の
午後12時～1時30分、第98火曜日の
午後12時～1時30分、第99火曜日の
午後12時～1時30分、第100火曜日の
午後12時～1時30分、第101火曜日の
午後12時～1時30分、第102火曜日の
午後12時～1時30分、第103火曜日の
午後12時～1時30分、第104火曜日の
午後12時～1時30分、第105火曜日の
午後12時～1時30分、第106火曜日の
午後12時～1時30分、第107火曜日の
午後12時～1時30分、第108火曜日の
午後12時～1時30分、第109火曜日の
午後12時～1時30分、第110火曜日の
午後12時～1時30分、第111火曜日の
午後12時～1時30分、第112火曜日の
午後12時～1時30分、第113火曜日の
午後12時～1時30分、第114火曜日の
午後12時～1時30分、第115火曜日の
午後12時～1時30分、第116火曜日の
午後12時～1時30分、第117火曜日の
午後12時～1時30分、第118火曜日の
午後12時～1時30分、第119火曜日の
午後12時～1時30分、第120火曜日の
午後12時～1時30分、第121火曜日の
午後12時～1時30分、第122火曜日の
午後12時～1時30分、第123火曜日の
午後12時～1時30分、第124火曜日の
午後12時～1時30分、第125火曜日の
午後12時～1時30分、第126火曜日の
午後12時～1時30分、第127火曜日の
午後12時～1時30分、第128火曜日の
午後12時～1時30分、第129火曜日の
午後12時～1時30分、第130火曜日の
午後12時～1時30分、第131火曜日の
午後12時～1時30分、第132火曜日の
午後12時～1時30分、第133火曜日の
午後12時～1時30分、第134火曜日の
午後12時～1時30分、第135火曜日の
午後12時～1時30分、第136火曜日の
午後12時～1時30分、第137火曜日の
午後12時～1時30分、第138火曜日の
午後12時～1時30分、第139火曜日の
午後12時～1時30分、第140火曜日の
午後12時～1時30分、第141火曜日の
午後12時～1時30分、第142火曜日の
午後12時～1時30分、第143火曜日の
午後12時～1時30分、第144火曜日の
午後12時～1時30分、第145火曜日の
午後12時～1時30分、第146火曜日の
午後12時～1時30分、第147火曜日の
午後12時～1時30分、第148火曜日の
午後12時～1時30分、第149火曜日の
午後12時～1時30分、第150火曜日の
午後12時～1時30分、第151火曜日の
午後12時～1時30分、第152火曜日の
午後12時～1時30分、第153火曜日の
午後12時～1時30分、第154火曜日の
午後12時～1時30分、第155火曜日の
午後12時～1時30分、第156火曜日の
午後12時～1時30分、第157火曜日の
午後12時～1時30分、第158火曜日の
午後12時～1時30分、第159火曜日の
午後12時～1時30分、第160火曜日の
午後12時～1時30分、第161火曜日の
午後12時～1時30分、第162火曜日の
午後12時～1時30分、第163火曜日の
午後12時～1時30分、第164火曜日の
午後12時～1時30分、第165火曜日の
午後12時～1時30分、第166火曜日の
午後12時～1時30分、第167火曜日の
午後12時～1時30分、第168火曜日の
午後12時～1時30分、第169火曜日の
午後12時～1時30分、第170火曜日の
午後12時～1時30分、第171火曜日の
午後12時～1時30分、第172火曜日の
午後12時～1時30分、第173火曜日の
午後12時～1時30分、第174火曜日の
午後12時～1時30分、第175火曜日の
午後12時～1時30分、第176火曜日の
午後12時～1時30分、第177火曜日の
午後12時～1時30分、第178火曜日の
午後12時～1時30分、第179火曜日の
午後12時～1時30分、第180火曜日の
午後12時～1時30分、第181火曜日の
午後12時～1時30分、第182火曜日の
午後12時～1時30分、第183火曜日の
午後12時～1時30分、第184火曜日の
午後12時～1時30分、第185火曜日の
午後12時～1時30分、第186火曜日の
午後12時～1時30分、第187火曜日の
午後12時～1時30分、第188火曜日の
午後12時～1時30分、第189火曜日の
午後12時～1時30分、第190火曜日の
午後12時～1時30分、第191火曜日の
午後12時～1時30分、第192火曜日の
午後12時～1時30分、第193火曜日の
午後12時～1時30分、第194火曜日の
午後12時～1時30分、第195火曜日の
午後12時～1時30分、第196火曜日の
午後12時～1時30分、第197火曜日の
午後12時～1時30分、第198火曜日の
午後12時～1時30分、第199火曜日の
午後12時～1時30分、第200火曜日の
午後12時～1時30分、第201火曜日の
午後12時～1時30分、第202火曜日の
午後12時～1時30分、第203火曜日の
午後12時～1時30分、第204火曜日の
午後12時～1時30分、第205火曜日の
午後12時～1時30分、第206火曜日の
午後12時～1時30分、第207火曜日の
午後12時～1時30分、第208火曜日の
午後12時～1時30分、第209火曜日の
午後12時～1時30分、第210火曜日の
午後12時～1時30分、第211火曜日の
午後12時～1時30分、第212火曜日の
午後12時～1時30分、第213火曜日の
午後12時～1時30分、第214火曜日の
午後12時～1時30分、第215火曜日の
午後12時～1時30分、第216火曜日の
午後12時～1時30分、第217火曜日の
午後12時～1時30分、第218火曜日の
午後12時～1時30分、第219火曜日の
午後12時～1時30分、第220火曜日の
午後12時～1時30分、第221火曜日の
午後12時～1時30分、第222火曜日の
午後12時～1時30分、第223火曜日の
午後12時～1時30分、第224火曜日の
午後12時～1時30分、第225火曜日の
午後12時～1時30分、第226火曜日の
午後12時～1時30分、第227火曜日の
午後12時～1時30分、第228火曜日の
午後12時～1時30分、第229火曜日の
午後12時～1時30分、第230火曜日の
午後12時～1時30分、第231火曜日の
午後12時～1時30分、第232火曜日の
午後12時～1時30分、第233火曜日の
午後12時～1時30分、第234火曜日の
午後12時～1時30分、第235火曜日の
午後12時～1時30分、第236火曜日の
午後12時～1時30分、第237火曜日の
午後12時～1時30分、第238火曜日の
午後12時～1時30分、第239火曜日の
午後12時～1時30分、第240火曜日の
午後12時～1時30分、第241火曜日の
午後12時～1時30分、第242火曜日の
午後12時～1時30分、第243火曜日の
午後12時～1時30分、第244火曜日の
午後12時～1時30分、第245火曜日の
午後12時～1時30分、第246火曜日の
午後12時～1時30分、第247火曜日の
午後12時～1時30分、第248火曜日の
午後12時～1時30分、第249火曜日の
午後12時～1時30分、第250火曜日の
午後12時～1時30分、第251火曜日の
午後12時～1時30分、第252火曜日の
午後12時～1時30分、第253火曜日の
午後12時～1時30分、第254火曜日の
午後12時～1時30分、第255火曜日の
午後12時～1時30分、第256火曜日の
午後12時～1時30分、第257火曜日の
午後12時～1時30分、第258火曜日の
午後12時～1時30分、第259火曜日の
午後12時～1時30分、第260火曜日の
午後12時～1時30分、第261火曜日の
午後12時～1時30分、第262火曜日の
午後12時～1時30分、第263火曜日の
午後12時～1時30分、第264火曜日の
午後12時～1時30分、第265火曜日の
午後12時～1時30分、第266火曜日の
午後12時～1時30分、第267火曜日の
午後12時～1時30分、第268火曜日の
午後12時～1時30分、第269火曜日の
午後12時～1時30分、第270火曜日の
午後12時～1時30分、第271火曜日の
午後12時～1時30分、第272火曜日の
午後12時～1時30分、第273火曜日の
午後12時～1時30分、第274火曜日の
午後12時～1時30分、第275火曜日の
午後12時～1時30分、第276火曜日の
午後12時～1時30分、第277火曜日の
午後12時～1時30分、第278火曜日の
午後12時～1時30分、第279火曜日の
午後12時～1時30分、第280火曜日の
午後12時～1時30分、第281火曜日の
午後12時～1時30分、第282火曜日の
午後12時～1時30分、第283火曜日の
午後12時～1時30分、第284火曜日の
午後12時～1時30分、第285火曜日の
午後12時～1時30分、第286火曜日の
午後12時～1時30分、第287火曜日の
午後12時～1時30分、第288火曜日の
午後12時～1時30分、第289火曜日の
午後12時～1時30分、第290火曜日の
午後12時～1時30分、第291火曜日の
午後12時～1時30分、第292火曜日の
午後12時～1時30分、第293火曜日の
午後12時～1時30分、第294火曜日の
午後12時～1時30分、第295火曜日の
午後12時～1時30分、第296火曜日の
午後12時～1時30分、第297火曜日の
午後12時～1時30分、第298火曜日の
午後12時～1時30分、第299火曜日の
午後12時～1時30分、第300火曜日の
午後12時～1時30分、第301火曜日の
午後12時～1時30分、第302火曜日の
午後12時～1時30分、第303火曜日の
午後12時～1時30分、第304火曜日の
午後12時～1時30分、第305火曜日の
午後12時～1時30分、第306火曜日の
午後12時～1時30分、第307火曜日の
午後12時～1時30分、第308火曜日の
午後12時～1時30分、第309火曜日の
午後12時～1時30分、第310火曜日の
午後12時～1時30分、第311火曜日の
午後12時～1時30分、第312火曜日の
午後12時～1時30分、第313火曜日の
午後12時～1時30分、第314火曜日の
午後12時～1時30分、第315火曜日の
午後12時～1時30分、第316火曜日の
午後12時～1時30分、第317火曜日の
午後12時～1時30分、第318火曜日の
午後12時～1時30分、第319火曜日の
午後12時～1時30分、第320火曜日の
午後12時～1時30分、第321火曜日の
午後12時～1時30分、第322火曜日の
午後12時～1時30分、第323火曜日の
午後12時～1時30分、第324火曜日の
午後12時～1時30分、第325火曜日の
午後12時～1時30分、第326火曜日の
午後12時～1時30分、第327火曜日の
午後12時～1時30分、第328火曜日の
午後12時～1時30分、第329火曜日の
午後12時～1時30分、第330火曜日の
午後12時～1時30分、第331火曜日の
午後12時～1時30分、第332火曜日の
午後12時～1時30分、第333火曜日の
午後12時～1時30分、第334火曜日の
午後12時～1時30分、第335火曜日の
午後12時～1時30分、第336火曜日の
午後12時～1時30分、第337火曜日の
午後12時～1時30分、第338火曜日の
午後12時～1時30分、第339火曜日の
午後12時～1時30分、第340火曜日の
午後12時～1時30分、第341火曜日の
午後12時～1時30分、第342火曜日の
午後12時～1時30分、第343火曜日の
午後12時～1時30分、第344火曜日の
午後12時～1時30分、第345火曜日の
午後12時～1時30分、第346火曜日の
午後12時～1時30分、第347火曜日の
午後12時～1時30分、第348火曜日の
午後12時～1時30分、第349火曜日の
午後12時～1時30分、第350火曜日の
午後12時～1時30分、第351火曜日の
午後12時～1時30分、第352火曜日の
午後12時～1時30分、第353火曜日の
午後12時～1時30分、第354火曜日の
午後12時～1時30分、第355火曜日の
午後12時～1時30分、第356火曜日の
午後12時～1時30分、第357火曜日の
午後12時～1時30分、第358火曜日の
午後12時～1時30分、第359火曜日の
午後12時～1時30分、第360火曜日の
午後12時～1時30分、第361火曜日の
午後12時～1時30分、第362火曜日の
午後12時～1時30分、第363火曜日の
午後12時～1時30分、第364火曜日の
午後12時～1時30分、第365火曜日の
午後12時～1時30分、第366火曜日の
午後12時～1時30分、第367火曜日の
午後12時～1時30分、第368火曜日の
午後12時～1時30分、第369火曜日の
午後12時～1時30分、第370火曜日の
午後12時～1時30分、第371火曜日の
午後12時～1時30分、第372火曜日の
午後12時～1時30分、第373火曜日の
午後12時～1時30分、第374火曜日の
午後12時～1時30分、第375火曜日の
午後12時～1時30分、第376火曜日の
午後12時～1時30分、第377火曜日の
午後12時～1時30分、第378火曜日の
午後12時～1時30分、第379火曜日の
午後12時～1時30分、第380火曜日の
午後12時～1時30分、第381火曜日の
午後12時～1時30分、第382火曜日の
午後12時～1時30分、第383火曜日の
午後12時～1時30分、第384火曜日の
午後12時～1時30分、第385火曜日の
午後12時～1時30分、第386火曜日の
午後12時～1時30分、第387火曜日の
午後12時～1時30分、第388火曜日の
午後12時～1時30分、第389火曜日の
午後12時～1時30分、第390火曜日の
午後12時～1時30分、第391火曜日の
午後12時～1時30分、第392火曜日の
午後12時～1時30分、第393火曜日の
午後12時～1時30分、第394火曜日の
午後12時～1時30分、第395火曜日の
午後12時～1時30分、第396火曜日の
午後12時～1時30分、第397火曜日の
午後12時～1時30分、第398火曜日の
午後12時～1時30分、第399火曜日の
午後12時～1時30分、第400火曜日の
午後12時～1時30分、第401火曜日の
午後12時～1時30分、第402火曜日の
午後12時～1時30分、第403火曜日の
午後12時～1時30分、第404火曜日の
午後12時～1時30分、第405火曜日の
午後12時～1時30分、第406火曜日の
午後12時～1時30分、第407火曜日の
午後12時～1時30分、第408火曜日の
午後12時～1時30分、第409火曜日の
午後12時～1時30分、第410火曜日の
午後12時～1時30分、第411火曜日の
午後12時～1時30分、第412火曜日の
午後12時～1時30分、第413火曜日の
午後12時～1時30分、第414火曜日の
午後12時～1時30分、第415火曜日の
午後12時～1時30分、第416火曜日の
午後12時～1時30分、第417火曜日の
午後12時～1時30分、第418火曜日の
午後12時～1時30分、第419火曜日の
午後12時～1時30分、第420火曜日の
午後12時～1時30分、第421火曜日の
午後12時～1時30分、第422火曜日の
午後12時～1時30分、第423火曜日の
午後12時～1時30分、第424火曜日の
午後12時～1時30分、第425火曜日の
午後12時～1時30分、第426火曜日の
午後12時～1時30分、第427火曜日の
午後12時～1時30分、第428火曜日の
午後12時～1時30分、第429火曜日の
午後12時～1時30分、第430火曜日の
午後12時～1時30分、第431火曜日の
午後12時～1時30分、第432火曜日の
午後12時～1時30分、第433火曜日の
午後12時～1時30分、第434火曜日の
午後12時～1時30分、第435火曜日の
午後12時～1時30分、第436火曜日の
午後12時～1時30分、第437火曜日の
午後12時～1時30分、第438火曜日の
午後12時～1時30分、第439火曜日の
午後12時～1時30分、第440火曜日の
午後12時～1時30分、第441火曜日の
午後12時～1時30分、第442火曜日の
午後12時～1時30分、第443火曜日の
午後12時～1時30分、第444火曜日の
午後12時～1時30分、第445火曜日の
午後12時～1時30分、第446火曜日の
午後12時～1時30分、第447火曜日の
午後12時～1時30分、第448火曜日の
午後12時～1時30分、第449火曜日の
午後12時～1時30分、第450火曜日の
午後12時～1時30分、第451火曜日の
午後12時～1時30分、第452火曜日の
午後12時～1時30分、第453火曜日の
午後12時～1時30分、第454火曜日の
午後12時～1時30分、第455火曜日の
午後12時～1時30分、第456火曜日の
午後12時～1時30分、第457火曜日の
午後12時～1時30分、第458火曜日の
午後12時～1時30分、第459火曜日の
午後12時～1時30分、第460火曜日の
午後12時～1時30分、第461火曜日の
午後12時～1時30分、第462火曜日の



笑顔で参加しました。

■「こうのとりのコンサート」 3/12

ホール田園で、母子保健推進委員主催の「こうのとりのコンサート」が行われました。ピアニスト中川知保さんの講演と演奏「お腹の中から育て・0才からのクラシック」にたくさんの人が聞き入りました。同時に実施した、食事バランスのコーナーに参加した永長瑠美子さん(写真上)は、「家の献立の栄養とカロリーのバランスが良いと、星を4つももらえました。これからも家族のためにがんばって食事を作りたいです」と話してくれました。



■元気に「さよなら」学習発表 2/24

3月末で休校する田中小学校高野分校で、地域の人を招き、休校前の最後の学習発表会が行われました。この日のために練習に励んだ在校生3人が、分校の思い出を紹介したり、合唱や楽器演奏をしたりして、日頃の学習の成果を元気いっぱい披露しました。新4年生の西本奈央ちゃんは「本校(田中小学校)で、たくさんの友達と遊んだり、勉強したりしたい」と期待に胸を膨らました様子で話してくれました。4月から3人は、本校の田中小学校に通学します。



■打田駅に南口改札が完成

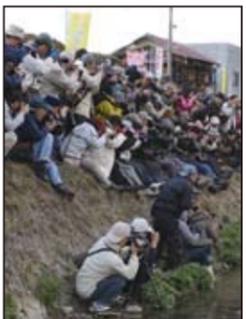
打田駅に南口改札が新設され、3月18日から利用できるようになりました。陸橋を利用しなくても、ホームから直接駅の南側へ降りることができ、公立那賀病院などへのアクセスが便利になりました。

「打田駅の南側に住んでいるので、和歌山線に乗る時、便利になりそうです。近所の人も、便利になったと喜んでます」と打田地区の山田洋子さんは話してくれました。南口には、駐輪場も新設しました。ぜひ利用してください。



◎お願い◎

打田駅南口改札付近および進入道路は、道幅が非常に狭いため、送迎など車で南口改札付近まで来る場合は、安全運転で十分注意してください。また南口改札の東側は、車の転回スペースのため、駐車しないでください。



一瞬を逃さまいとカメラを構えるカメラマンたち。

■春を呼ぶ「紀の川流し雛」 3/3

春らしい陽気の中、粉河地区の中津川で、「紀の川流し雛」が行われました。お姫様役の島田早紀さんが、子どもの健やかな成長を願い、雛人形を川に流しました。参加した保育園児や小学生たちは、手作りの雛人形を川に流し、「やった～流れた～」と満面の笑顔。粉河の久馬さんは、「少子化が進んでいる今、このように子どもが参加できる行事は大切ですね。紀の川流し雛がこれからも長く続いて、全国的に有名になればうれしい」と話してくれました。



■早く大きくなあれ 2/22

中尾地区の成高峯で、上名手小学校の4・5年生が紅葉を植える作業を行いました。これは森林整備のため、和歌山県の「紀の国森づくり基金」を利用し、紀の川市と中尾地区の住民、那賀広域森林組合が行った事業。森林の中に遊歩道を作ったり、紅葉などを植えたりして、山の景観を整備し、地元の人や市民のみなさんが森林浴をしたり、散策したりできる場所を目指しています。

今回は、子どもたちに地域への関心を持ってもらうため、地元の小学校の生徒が参加しました。参加した生徒たちは、那賀広域森林組合の職員から、木の植え方の説明を受けた後、3人ずつに分かれ、紅葉の苗木を植える作業を行いました。一定間隔で掘った穴に、苗木を入れた後、土や落ち葉を被せました。そして最後に、すくすくと育ちますようにと願いながら、「トントン」と土や落ち葉を手で軽く叩きました。

参加した5年生の三嶋友樹さんと佐藤右規くんは、「初めて植樹をしたけど、上手に植えることができました。この小さい紅葉の木が大きくなって、葉が赤くなるのが楽しみです。また見に来たいです」と話してくれました。





開館時間…打田・桃山図書館は午前9時30分～午後6時まで
粉河・那賀・貴志川図書館は午前9時30分～午後5時30分まで

開館状況

4月

5(火)	☺	☹	☹	☹	☹
6(水)	☺	☺	☺	☺	☺
7(木)	☺	☺	☺	☺	☺
8(金)	☺	☺	☺	☺	☺
9(土)	☺	☺	☺	☺	☺
10(日)	☺	☺	☺	☺	☺
11(月)	☹	☹	☹	☹	☹
12(火)	☺	☹	☹	☹	☹
13(水)	☺	☺	☺	☺	☺
14(木)	☺	☺	☺	☺	☺
15(金)	☺	☺	☺	☺	☺
16(土)	☺	☺	☺	☺	☺
17(日)	☺	☺	☺	☺	☺
18(月)	☹	☹	☹	☹	☹
19(火)	☺	☹	☹	☹	☹
20(水)	☺	☺	☺	☺	☺
21(木)	☺	☺	☺	☺	☺
22(金)	☺	☺	☺	☺	☺
23(土)	☺	☺	☺	☺	☺
24(日)	☺	☹	☺	☺	☺
25(月)	☹	☹	☹	☹	☹
26(火)	☺	☺	☹	☹	☹
27(水)	☺	☺	☺	☺	☺
28(木)	☹	☹	☹	☹	☹
29(金)	☺	☹	☹	☹	☹
30(土)	☺	☺	☺	☺	☺

5月

1(日)	☺	☺	☺	☺	☺
2(月)	☹	☹	☹	☹	☹
3(火)	☺	☹	☹	☹	☹
4(水)	☺	☹	☹	☹	☹

☺=開館 ☹=休館

打田図書館 (Tel. 78・2010)
粉河図書館 (Tel. 73・3312)
那賀図書館 (Tel. 75・3111)
桃山図書館 (Tel. 66・9678)
貴志川図書館 (Tel. 64・4614)

ピンク色、黄色やラベンダー色などのカラフルな花がまちにあふれる季節になりました。今月は、花の名前や育て方などを紹介します。著者名/出版社名/所蔵図書館名

■『花屋さんの「花」図鑑』

エンターブレイン(旧角川マガジンス)/打田図書館
切り花や切り葉として、花屋に出回る花材を紹介したカラー図鑑。



■『花を咲かせよう』

金田初代監修・主婦の友社編/主婦の友社/打田図書館
ヒマワリ、アサガオ、チューリップなどの身近な花を咲かせてみよう。親子で草花を育てて咲かせる手引書。



■『小さなピオトープを楽しむ本』

平野威/樫出版社/打田図書館
自宅のベランダでも、水辺の植物を取り入れることで「ピオトープ」が作れる。



■新しくいった本 図書名/著者名/出版社名/所蔵図書館名

- ゆたかな人生が始まるシンプルリスト/ドミニック・ローホー/講談社/那賀
- 夢で逢いましょう/藤田宜永/小学館/貴志川
- ラストラン/角野栄子/角川書店/桃山
- むかしばなしめいろ/せべまさゆき/ほるぷ出版/貴志川
- ラブ魔女ララとおかしの国のプリンセス/藤真知子/PHP 研究所/粉河

■読み聞かせの予定

打田図書館	4月10日(日) AM 10:30～	おはなしのくに (こども向け)
	4月15日(金) AM 9:45～	おはなしのくに (赤ちゃん向け)
	4月24日(日) PM 2:00～	おはなしはらっぱ
粉河図書館	4月16日(土) PM 1:30～	よみきかせのかい
那賀図書館	4月23日(土) AM 10:00～	おはなしれっしゃ
桃山図書館	4月15日(金) PM 3:00～	こどもみらい号
	4月20日(水) PM 2:00～	赤ちゃんみらい号
貴志川図書館	5月1日(日) AM 10:00～	おはなしのへや

文化財



わたしのまちの文化財



山里にひびくホラ貝と祈りの炎

わたしのまちの文化財その④ 中津川行者堂の採灯護摩供

春たけなわの4月中旬、日頃は静かな中津川地区の山里で、山伏たちの読経の声とホラ貝の音が山々にこだまし、採灯護摩供が盛大に行われます。

この護摩供には、修験宗の本山派の京都聖護院から、毎年1000人近くの山伏が参加します。山伏たちは、葛城修験道の第七経塚(アラレの宿)や熊野神社で読経をした後、行者堂を目指します。

行者堂前の広場では、四本柱で結界を作り、護摩壇の周りを丸太で井げたに組み、ヒバ(ヒノキ科の針葉樹)で覆います。

そして、護摩壇の前で読経、古式通りの山伏問答、法弓、法剣の儀、願文を行った後、いよいよ点火。

「天下泰平・五穀成就・家内安全」などの願いを書いた護摩札の束を炎の中へ投入し祈禱します。読経が響く中で、炎と煙は高々と天を焦がします。儀式が終わった後は、餅投げがあります。大勢の参加者でにぎわいます。

葛城の修験道には、加太友ヶ島から大和川上流の亀の瀬までの峰々に、二十八宿といわれる行場があります。その中でも、ここ中津川の行者堂は昔から中台と呼ばれ、重要な儀式が行われてきました。

幕末期、ペリーの黒船来航の翌年、嘉永7年(1854年)には、異国船退散のため、聖護院宮雄仁親王を

はじめ、600人が中津川へ入峰し、祈禱しました。その5年前にも、役小角千五百年忌行事として、雄仁親王が中津川へ入峰しました。そして親王は十禅院へ、その他の人々は粉河の町家へ宿泊したと言われています。

修験道の開祖である役小角が山々を切り開いたとき、前鬼と後鬼が従者として仕えたと言われています。そしてここ中津川は、中世より、前鬼の子孫が住む村でした。5つの家が五鬼家と称され、それぞれの家の代表1人の計5人が、当時の天皇聖護院宮から老分として官名を賜り、特別な存在であるとされてきました。そして現在も、その子孫たちが護摩供の準備や道掃除、餅なげの用意などを行い、山伏たちを受け入れています。

【問い合わせ】紀の川市文化財保護委員会(TEL 64・2525 生涯学習課内)

龍門山



龍門山縁起絵巻その⑫

神社の前の渕へ

疲れた龍は、静かに山から下りて神社の前の渕へ入って行きました。

「粉河町のなりたち」から

大蜘蛛を退治した龍王が、紀の川の淵に入っていくシーンです。

蜘蛛を倒し、意気揚々とした金色の龍が、守護神になる様子が描かれています。鳥居は神社を、川の波紋は風や風の強さを、そして龍の下にある雲(瑞雲)は、めでたさを表現しています。

さて今回は、日本画の材料や技法について紹介したいと思います。

と、その前に、みなさんは「絵具」というと、どのような物を想像しますか？おそらくほとんどの人は、均等に調合され、チューブに入った一般的な絵具を思い浮かべたのではないのでしょうか。

満田慧峰さんが使用している絵具の多くは、鉱物などを砕いて粉状にした天然

岩絵具です。例えば、今月号で川を表現するのに使われている白緑は、銅の化合物の孔雀石(マラカイト)を砕いたものが原料です。原料そのままの状態なので、水には溶けず、使用する前には接着材となる膠と水で練り合わせないと画面に定着させることができません。

美しく発色させるためには、その絵具に合った混合比や技法で、毎回、膠と練り合わさなければなりません。混合比はその日の気温や湿度にも左右され、失敗すれば、発色しなかったり剥落してしまったりするそうです。

また、下塗りなどに用いる胡粉系水干絵具は、乾いた状態、膠で溶いた状態、それが乾いた状態で、すべて発色や明るさが違います。それらが混色すると、さらに色や明るさは複雑に変化します。

そのため、日本画の伝統を守る画家たちは、絵具を溶く技術はもちろん、材料の知識や技法の習得に長い年月と努力を費やしているのです。



上の絵の一部分を拡大しました。金泥雲母(きんていうんも)で描かれた龍の鱗(うろこ)など、岩絵具の存在感が伝わるでしょうか。

※膠(にかわ)…タンパク質の一種、コラーゲンに熱を加えて抽出したもので、日本画で使うものは、牛や鹿や兎などの皮から作られます。油絵に対し、日本画は膠絵と言ってもよいくらい大きな役割もっています。

※水干(すいひ)絵具…天然の土、または胡粉(ごふん)や白土に染料を染め付けた微粒子の絵具。泥絵具(どろえのぐ)ともいいます。